

明治期一日本人留学生の大日本帝国憲法論

—野沢武之助（1866－1941）がジュネーブ州立大学法学部に提出した博士号請求論文について—

大 川 四 郎

目 次

- 1) はじめに
- 2) 野沢武之助の年譜
- 3) 野沢の著作
- 4) 野沢の大日本帝国憲法論
- 5) むすびにかえて

1) はじめに

かつて私は1991年にスイス政府奨学金留学生として渡欧し、1995年4月までジュネーブ州立大学法学部法制史研究室（Département d'histoire du droit et des doctrines juridiques et politiques de la Faculté de droit à l'Université de Genève. 以下、「ジュネーブ州立大学」を「ジュネーブ大学」と略。）に留学していた。グロチウス、プーフェンドルフの典籍のフランス語訳を介して、いわゆる近世自然法論を18世紀ヨーロッパに広く伝播させた法学者ジャン・バルベイラックが教鞭を執っていたのは、スイスのアカデミー・ド・ローザンス（現在のローザンス州立大学）である。このような事情から、スイス国内の各州立大学図書館と各カントンの公文

書館を訪ねては彼に関係した文献や史料を探し、私は論文を執筆していた。

このうち、私が最もよく利用した施設がジュネーブ州立図書館 (Bibliothèque Publique et Universitaire de Genève) とその古文書史料室 (Département des manuscrits, autrement Salle Sénebier) である。この古文書史料室には、当時のアカデミー・ド・ジュネーブ (現在のジュネーブ大学) の著名な神学者テュレティニイにあててバルベイラックがローザンヌ、バリ、グロニンゲンから書き送った膨大な肉筆書簡が保存されている。そこで、古文書資料室でバルベイラック書簡をルースリーフに転写・閲読しながら、折にふれては、室内の書架に備え付けられていたシャルル・ボルジョオ編纂による全6巻にも及ぶ浩瀚な『ジュネーブ大学史』を閲読した。ちなみに、この編纂者ボルジョオは、ジュネーブ大学法学部で久しく国制史を講じた人物である。そのためか、この書物は大学史としてばかりでなく、法学部史としても優れている。

さて、この浩瀚な『ジュネーブ大学史』を閲読していたところ、2点の記述が私の関心を引いた。第1点は、19世紀末期に比較法担当で法学部長をも務めたルイ・ブリデル教授が当時の東京帝国大学法科大学に招聘されたこと¹、である。もう1点は、「1872年から1895年にかけて、学部学生226名、42名の法学士号取得者 (このうち13名はスイス留学中の外国人留学生である) に対して、ジュネーブ大学法学部は、法学士号、法学博士号、それぞれを授与した。以下に、博士号取得者の氏名、論文テーマ、学位論文口頭審査の順に、掲げておく」とあり、その最後に「T・ノサワ (日本)『大日本帝国憲法』、1895年」と記載してあったこと²、である。第1点目については、東京大学が『東京大学百年史』を編纂した際に、戦前の外国人御雇教師について詳細に調べているだろうと思い、私はさほど興味を抱かなかった³。これに対して、私は第2点目の「T・ノサワ」とはどのような人物であり、日本へ帰国後は何をしたのだろうか、と強く関心を惹かれた。バスチオン公園に面していたジュネーブ大学法学部校舎

(1991年当時)とジュネーブ州立図書館とは「ノサワ」氏が在籍していた当時のままであったし(その後、ジュネーブ大学法学部はプランバレ広場南のユニ・マイ校舎に移転した)、私自身がジュネーブ大学法学部に在籍する日本人留學生という同じ境遇にあったことによる。

日本帰国後に閲覧した『幕末明治海外渡航者総覧』によると、「1886年から1895年にかけて野沢武之助なる人物がドイツ、スイスへ私費留学し、特にジュネーブ法科大学で法律学を学んだ。帰国後は、帝国議會議員、明治法律学校講師を勤めた。死亡年月日は不明¹⁾との記述が出ていた。また、明治法律学校、すなわち、現在の明治大学法学部で教鞭を執ったとのことであるから、明治大学が編纂刊行している大学史をひもといてみると、たしかに創設間もない頃の明治法律学校教授陣の中に野沢武之助の名前が出ている²⁾。時期的には「T・ノサワ」が法学博士号を取得した時期にジュネーブ大学に在籍しており、ほぼ同一人物ではないかと私は推測した。しかし、これだけで断定するわけにはいかない。「T」という頭文字がそもそもどのような名であったかを確定しなければならない。そこで、外務省外交史料館に「1886年から1895年にかけての出入国記録が残っていれば、『T・ノサワ』という人物はいないか」と照会してみた。これに対して、次のような趣旨の回答があった。「出入国関係記録は所蔵してはいない。明治19年(1886年)度の『海外旅券下付表』には野沢武之助という名前はない。ただし、同年2月25日付で品川弥二郎ドイツ公使の随員としてドイツ行の旅券を下付された野沢竹松、明治18年(1885年)9月15日付で米国への自費留学を目的として旅券を下付された野沢竹松が、実際に渡航したかは別としても、野沢武之助と同一人物という可能性はある³⁾、とのことであった。

次に、ジュネーブ大学法学部の法制史研究室宛に、ボルジョウ編『ジュネーブ大学史』の中で「T・ノサワ」に関する記述のコピーを送付し、折り返し当時の成績表や、博士号請求論文が所蔵されておれば、それらのコ

ピーを送ってほしい旨を要請した。その結果、大学中のアルヒーフに保存されている成績表と、法学部書庫に所蔵されている刊行済み博士論文のコピーが私のもとに届いた。それには、「タケマツ・ノザワ」とあった。これで、野沢竹松と野沢武之助とが同一人物であることが判明した。おそらくは、帰国後に名前を変えたのであろう。

これをもとに、栃木県や、野沢の生まれた真岡市、それぞれの教育委員会あてに野沢武之助の末裔がいるかを私は照会した。いずれも「不明」という回答だった。もっとも、野沢の実父である野沢泰次郎が当時パイオニアの実業家として名高く、かつ、地元の下野新聞の経営にも一時期関与していたことから、下野新聞編集局に照会した。おりかえし、同氏編集局メディア情報部より、「武之助氏との直接の血縁関係はないが、野沢家を今も守っている」という野沢幸子氏という一御婦人の住所を教えてください。早速、この御婦人宛に書簡で野沢武之助に関して問い合わせたところ、「平成4年に武之助の次男邦之助が亡くなり、さらに武之助の没落等で本人の位牌はおろか写真等当時の物は何一つとして残ってはいない」という回答であった。しかし、一族の古老からの聞き書きをはじめとして、野沢武之助本人の抹消済戸籍抄本と野沢家家系図等の現在可能な限りの情報を送って下さったばかりか、法制史上の研究対象とすることにも御承認をいただいた⁷。

以下では、偶然にも私がジュネーブで遭遇した、野沢武之助という明治期の一日本人留学生の人物像を現在入手可能な範囲で復元・再構成し、かつ彼が留学先で発表した法学博士号請求論文を検討することとしたい。

また、明治期の日本と欧米との間には多くの法律学に関して非常に多様な学術交流があったことは周知の事実であるが、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカといった主要諸国に偏したきらいがある。古くは松本暉雄教授がルイ・ブリデルについて、比較的最近では上智大学の中井晶夫教授がオットフリート・ニーポルトについて⁸、それぞれ、研究成果を発表し

ておられるように、本論文も日瑞間での法学交流の歩みをたどる一助となればと望んでいる次第である。

2) 野沢武之助の年譜

野沢武之助は慶応2年（1866年）1月7日に栃木県芳賀（はが）郡下籠谷（しもこもりや）村40番地（現在は栃木県真岡市下籠谷2467番地6号）において父泰次郎と母セイとの間に長男として生まれた。戸籍上の名前は「竹松」と届出が為されている⁹。

父泰次郎（たいじろう）（弘化元年（1844）～大正9年（1920））は、栃木県における近代紡績業の先駆者としてつとに有名な人物である。事業としては失敗に終わるものの、江戸時代から有名な真岡綿を保護するために彼が興した下野紡績所は、近年では産業考古学という分野で関心を引いている。度重なる火災・水害で事業は順調にはなかなか進まなかったが、アイデアに富みかつ人徳が厚く、後に請われて初代栃木県議会副議長をつとめている¹⁰。

竹松は男2人、女3名の兄弟姉妹の長男であったが、家業を継ぐことよりも学業で身を立てることにしたらしく、教育は東京で受けている。どのような教育を当時のどのような学校で受けたかはまだわかってはいない。

父親の泰次郎は、アメリカに織物工場を設営するための準備として、1885年（明治18年）9月15日付で、私費という形ではあるが、竹松を品川弥二郎ドイツ公使に託して渡米させている。しかし、この事業は失敗に終わった¹¹。

この間のいきさつはわからないが、竹松は翌1886年（明治19年）2月25日付で品川弥二郎ドイツ公使の随員としてドイツへと旅立っている¹²。これより足かけ9年間にわたるヨーロッパ私費留学が始まるのである。当時の交通手段や、経済事情を考慮するならば、おそらくは一時帰国はでき

なかっただろうし、私費留学だけに莫大な学資を要したことであろう。残念ながら詳しいことは今のところ、何一つわかってはいない。父親泰次郎が寛容であったのかもしれない。野沢幸子氏からの御連絡によると、泰次郎のもとに養子入籍した遠縁でかつ「兄弟分」にあたるという藤吉氏が、紡績所の経営にあたりながら、最後まで武之助を物心両面から支えていたとのことである。

さて、竹松が最初に滞在したのは現在のドイツではルール地方ノルドライン・ヴェストファーレン州の工業都市ミュールハイムである。明治21年(1888年)に当地の市立工業学校を卒業している¹³。おそらくは、栃木県の実業家であった父親泰次郎の意向を汲んだのかもしれない。

その後、野沢竹松はドイツをあとにして、スイスのジュネーブに移り、ジュネーブ大学法学部で法律学を学び始めている。遅くとも1890年(明治23年)9月までには学籍登録をしたものと考えられる。どのような事情から彼が技術者としてのコースを歩むことをやめて法律学へと転じたかはわからない。

当時、ドイツ国内の有力紙は次のように報じている。

「日本におけるドイツの影響はますます強くなっている。このことは、とりわけ英国に不安を抱かせている。……(中略)……8年前に、天皇は、1889年に議会を開設することにより、国民に対して議会制を認可することを決定した。この点につき、日本におけるドイツの影響が増しつつあることを指摘しておかねばならない。1882年、日本の指導的政治家の一人であった伊藤伯爵——現在、総理大臣の要職に在る——がヨーロッパに派遣された。派遣の目的は、さまざまな立法・行政制度を研究し、その中から日本に最も妥当な制度を選び出すことであった。選択の余地は少なかった。共和制および専制君主制は最初から除外された。その結果、大英帝国、ドイツ、オーストリア、イタリアが残った。英国には成文憲法がなく、しかも英国の統治制度は外国人にとって

理解しにくいので、英国は考慮の対象とは成り得なかった。それゆえに、結局のところ、ドイツの制度が選ばれた。伊藤伯爵は数ヶ月間にわたりベルリンでドイツの議会・行政制度を研究した。その際に伯が多くの知己を得たことは言うまでもない。このような次第で、首相就任後、ヨーロッパからの援助を必要とするとき、逡巡を重ねても、伯は常にドイツに頼ることになった。議事堂が建立せねばならなくなったとき、ドイツ人建築家に設計を託すことを躊躇して他になかった。だが、その建築家は部下となるとドイツ人を要求するのではなからうか？ 憲法問題に関する内閣顧問はドイツ人となるであろう。それは、明治維新の結果として設置された他省庁総てについても同様であろう。実際のところ、ドイツ憲法の説明をアメリカ人や英国人に求めても無駄というものであろう。教育機関内において雇用されるドイツ人の数が最も増加している。なぜならば、ドイツ人は教師として全世界において高く評価されているからである。(後略)¹⁴

事実、1882年(明治15年)から翌年にかけて、当時政府参議であった伊藤博文は憲法調査のために渡欧し、ドイツではグナイスト、オーストリアではシュタインに師事して君主権の強いドイツ系国法学を学んでいる。その知見や、ドイツ人法律顧問ロェスレル、モッセの意見をも参考にして、日本国内では、1889年(明治22年)、ドイツ法からの圧倒的な影響のもとに起草された大日本帝国憲法が公布され、翌1890年(明治23年)には公布されている¹⁵。

これと共に、いわゆる「明治14年の政変」を契機に勢力を拡大してきた自由民権運動の思想的基盤である英米仏系思想に対抗する形で、井上毅ら政府高官らは、「現今欧州ノ建国、独り孛国(プロイセン)ハ我国ニ近キ者アリ、其ノ一例ヲ挙ゲルトキハ、英国ニ於テ政府ト称スルハ、王室其中ニ有ラズ、而シテ孛国ニ於テハ、政府ハ王室トス、凡ソ此ノ類、国憲ノ關鍵ニ於テ、毎々相反セリ、……(中略)……専ラ孛国ノ学ヲ勸奨シ、数

年ノ後、……（中略）……以テ英学ノ直往無前ノ勢ヲ暗消セシムベシ」（括弧内は引用者）¹⁶として、ドイツ学の導入による国家設計を始めた。そして、社会的にもドイツの風物がもてはやされるようになるのである¹⁷。

このように、日本国内ではドイツ法派の勢力が急速に拡大しつつあったことが渡欧前にわかっていたのだから、野沢はドイツ国内の大学法学部に学ぶべきだったのではなかろうか。それとも、伝統的にフランス文化に強い憧れを抱くドイツ人の学生に混じって、スイスロマン地方の大学法学部へと転学したのかもしれない。いずれにしても、野沢がドイツからスイスへ移り、工学から法学部へと転学したいきさつについては、現存する史料からは何も読み取ることができない。

ジュネーブ州立公文書館に保存されている「外国人滞在許可証発給記録」を私が閲覧したところ、野沢は、1889年7月6日付で27247番となる滞在許可証の発給を受けている。その後、ほぼ毎年5月又は6月頃に、現代日本では入国管理局に相当する官庁（Contrôl d'habitant）に出頭し、彼は滞在許可書を更新している。住所は幾度か変更されている。当初、「ルエル・ド・ミディ通10番地、フィッシャー氏方」（Ruelle du Midi 10, chez Fischer）に下宿し、更に「ローヌ通100番地、マイヤー夫人方」（Rue du Rhône 100, chez M^e Meyer）に転居し、ジュネーブ大学に学生登録してから日本へ帰国するまでは「サン・ジャン通7番地、ジャンン氏方」（Rue St. Jean 7, chez Janin）に留まっている¹⁸。現在、この区画には1920年代に建設された大きなアパートが立っており、当時の面影はない¹⁹。現在でも比較的閑静な住宅街である「サン・ジャン通7番地、ジャンン氏方」に居を定めて以後5年間を彼はここで過ごしたことになる。

ジュネーブ大学法学部への野沢の学生登録は大学側の記録によると、1891年4月となっている。この2年間の空白期に彼は何をしていたのであろうか。1つには、スイスが外交上永世中立を取っていたために外国での学校での単位や免状の互換認定についての国際条約に加盟していないと

いう特有の事情により、野沢が日本とドイツで修めて来た学歴評価がジュネーブ州側ですんなりと決まらなかったという事情が考えられる。2つ目には、おそらく日本でフランス語を修めてはいなかったであろうから、野沢は、大学への学生登録前にフランス語の実地研修をしていたのではなからうか。

まだ大学自体が小規模であったためか、当時のジュネーブ大学は各学期ごとに全教員そして全学生の氏名と住所とを掲載した小冊子を発行している。これを見ると、1892年度夏学期の場合、3年生課程での法学部全体で聴講生をも含めて121名が登録されている。このうち、スイス人学生は22名に過ぎず、その他はヨーロッパ各国からの外国人留学生で占められている。特にブルガリアとドイツからの学生がそれぞれ、35名、34名と多く、日本人学生では野沢の外には「オガタ・ナオト」という日本人名が認められる。残念ながら、この人物がきちんとと学士号を取得したかは確かめることができない²⁰。

さて、野沢が在学していた頃のジュネーブと州立大学とはどのような環境にあったのであろうか。

第1に、ジュネーブのカントンについてであるが、19世紀初頭の復古主義に支配される微妙なヨーロッパ国際政治の中で自らの權益を守るため、それまでいずれの勢力にも属することのなかったジュネーブ共和国は1814年にスイス盟約者団に加わり、1848年の連邦憲法の制定以後は正式にスイス連邦の一カントンとなった。アンシャン・レジーム下での従来の保守的体制からの抵抗を受けつつも、ナポレオン戦争を契機にジュネーブに流入してきた急進的自由主義が次第に穏当な形で浸透していき、選挙権拡大・政教分離等々の近代民主主義の政治的成果が制度化されていく²¹。

第2に、こうした自由主義思想は大学にも浸透していった。急進民主党との関係の深い物理学者カール・フォークトは、総長としての辣腕をふるうことにより、当時めざましい発展を遂げていたドイツ型大学に範を取り

つつ、それまで中等教育と高等教育とが混在していたアカデミー・ド・ジュネーブを近代的大学への改組を成し遂げた。1872年のことである。この時に医学部、理学部の理科系学部が増設され、ドイツの私講師制度が導入された²²。更には、いわゆるアカデミック・フリーダムが導入されたばかりか、早くも進歩思想に目覚めた一女性に対して学生登録を認めている²³。

第3に、法学部の場合、伝統的にドイツ国内の各大学法学部からフランス語、フランス文化を学ぶために毎年かなりの数のドイツ人学生が短期間の学生登録をしており、学生層の中でもドイツ法文化の影響が強い所であった²⁴。

この当時の野沢の学業状況について、ジュネーブ大学本部アルヒーフに保存されている成績原簿によって知ることができる。例えば、1891年7月に野沢が最初に受験した試験では、「法制史Ⅰ」²⁵ (Histoire et institutions) で2点、「法制史Ⅱ」²⁶ が3点、「民法」²⁷ (Droit civil) は5点、「経済学」²⁸ (Economie politique) は2点となっており、総合点では12点、評定は「不合格」となっている。最低合格点は16点となっている²⁹。ちなみに、現在でもそうであるが、スイスの学校での成績は6段階評価になっており、最高点は6点である。出題された問題にもよるけれども、彼が他の学生に伍して民法で5点という高い点を得点していることは注目してよいであろう。

更に、翌1892年4月に実施された試験では、「ローマ法」³⁰ (Droit romain) で4点、「民法」³¹ (Code civil) で5点、「商法第一部」³² (Droit commercial) で4点、「比較民法」³³ (Législation civile comparée) で5点、合計18点で合格となっている³⁴。この時に比較民法講義を担当したが、ルイ・ブリデル教授である³⁵。彼は、伝統的に女性の社会進出に対して保守的なスイス社会にあって、早くから女権拡張論者であったことで著名な人物である。後に東京帝国大学法科大学へ富井政章の紹介でフランス法担当の御雇外国人教師として招聘され、そのまま現地で客死することに

なる³⁶。実際にはもう少し多くの学生が聴講していたとしても、記述式と口述式両方の試験を受験して、この時に合格した学生は、野沢をも含めて6名である。彼とブリデル教授との面識はこの時から始まっていたと見てよいであろう³⁷。

同年10月に実施された最終試験では、「公法」³⁸ (Droit public) で4点、「国際法」³⁹ (Droit international) で3½点、「刑法」⁴⁰ (Droit pénal) で4点、「民事訴訟法」⁴¹ (Droit de procédure civile) で4½点、「連邦法」⁴² (Droit federal) 計16点で合格となっている⁴³。取得済単位を含めて卒業に必要な単位数を満たしたことになり、野沢は1892年10月22日付でジュネーブ大学の法学士号 (Licence en droit) を取得している。

なおも彼は博士号取得を目指してジュネーブ滞在を続けているが、学士号を終えてからの野沢の身分は定かではない。教職員、学生、聴講生それぞれの全氏名と宿所とを収録した当時の大学発行の住所録を検索しても、野沢の氏名と住所とは出てこない⁴⁴。当時、ジュネーブ大学法学部では、学士課程を終えてからなおも博士号取得を目指す学生の場合、指導教授の推薦と学部時代の成績とを考慮して私講師 (Privat-docent) に任命されれば、指導教授の研究補助や学部学生対象の復習授業 (repertoire) を勤めながら、学位論文をまとめるという制度になっていた⁴⁵。学識はともかくとして、語学的な制約によるためであろうか、私講師に任命されることもなく、手数料を徴収されるだけで学歴にもならない聴講生 (auditeur) として登録することもなく、野沢は3年間を全くの私人としてジュネーブに滞在して、故国からの仕送りに頼りながら、博士論文の執筆に専念したと想像するしかないようである。

彼が論文執筆の対象としたのは、後述するように、故国日本で公布されてまだ数年しか経っていない大日本帝国憲法である。彼は、これをヨーロッパでの国法論をもとに、比較法的考察を試みたのであった。おりしも1894年より始まった日清戦争が日本側に有利に展開していた。このこと

は、後述するように、彼の論文の中にも反映している。

1895年7月16日、論文の口頭試問 (soutenance) を無事に終えた野沢の博士論文『大日本帝国憲法論』(1895年)は、法学部長ルイ・ブリデル教授の名で「ジュネーブ大学法学部は大日本帝国憲法について野沢氏がまとめた博士号請求論文の公刊を許可する。但し、本学部としては、この論文の学術的価値や原著者の見解について責任を負わない」⁴⁶との文言が付されて、公刊許可を受けている。ジュネーブ大学本部アルヒーフに保存されている1895年8月に作成された成績原簿によると、現在のスイスでも実施されている6段階評価のもとで、2名からなる口頭試問委員から、「4½点」、「4点」の得点が与えられ、「合計8½点」で「合格」(L'examen est admis)となっている⁴⁷。12点満点で「優」(maximum)、10点で「良」(assez bien)、8点で「可」(sufficient)、8点未満で「不可」(minimum)と区分されるので、野沢の成績は「可」、すなわち、ぎりぎり合格したということになる⁴⁸。評価がさほど高くなかったのはなぜかについては後述する。

また、現在とは制度が違っていたのであろうか、それぞれの評点は法学部教授の誰が下したのか、すなわち、口頭試問委員会 (jury de soutenance) がどのように構成されていたのか、については、成績原簿にも野沢博士論文にも言及されていない。推測の域を出ないのだが、比較憲法論、比較国制論というテーマからすると、1名の審査員は比較民法を講じていたルイ・ブリデルであり、もう1名は公法、国法を担当していたフェルディナンド・ゲンテだったのではないかと私は考えている。

こうして、カルヴァン創設によるアカデミー・ド・ジュネーブから1872年に近代的大学として改組発足したジュネーブ大学法学部において、野沢武之助は日本人としては初めての法学博士号 (Docteur en droit) を授与され、法学博士となったのであった⁴⁹。

1895年(明治28年)10月、野沢は帰国した。1886年(明治19年)の

渡航から実に9年ぶりに故国の土を踏んだことになる。どのようないきさつからか、翌1896年（明治29年）には、野沢は名を「竹松」から「武之助」と改めている⁵⁰。

帰国直後の動静はわからないが、1897年（明治30年）9月より、野沢は国際私法担当の講師として明治法律学校と東京専門学校⁵¹の教壇に立っている。明治法律学校では週二時間の講義につき、俸給4円と車代（今日の交通費）とが支給された。当時の「明治法律学校職員調」を参照すると、計33名の教員のうち27名が司法省法学校または帝国大学法科大学を卒業した現職の裁判官で占められている⁵²。当時の明治法律学校には専任講師をおく余裕がなく、官途にある者による兼任に依存せざるを得なかった。しかし、他方では、こうした官吏らの肩書が学生集めに資したらしい⁵³。野沢の場合、官職がないために「兼職ノ箇所」という項目が空欄のままとなっている⁵⁴。明治以後、四民平等が謳われてはいたものの、平民出身で「洋行帰り」の野沢が疎外感を味わったのではないか。

1898年（明治31年）3月15日の第5回総選挙無所属で立候補した野沢武之助は栃木県第1区選出の衆議院議員に当選した⁵⁵。もともと、栃木県第1区は、第2回、第3回第4回の総選挙で当選した実績をもつ民権運動家星亨の選挙地盤であった⁵⁶。ちょうどこの時期に、自由党内の政策不一致を不満とした星は駐米公使として転出、国外にあった。父親泰次郎がかつて栃木県議会副議長を務めたという政治的地盤にもよるが、野沢が出馬を決意したのは、星の不在を奇貨としたのかもしれない。なお、栃木第2区では、たびたび選出議員が入れ代わっているが、栃木第3区の議席は、第2回総選挙以来、足尾鉍毒事件の追及で有名な田中正造によって占められていた。野沢は、議会内では山下倶楽部に所属し、第12回帝国議会（特別会）に臨んでいる⁵⁷。山下倶楽部は議会直前に実業家を中心として組織された政治団体であり、政府に対しては中立的な立場を取り、政党としての凝集性は弱かったと伝えられている⁵⁸。

第12回帝国議会（特別会）は5月14日に招集され、5月19日に開会、6月10日に解散され、実質的な会期は23日間にすぎない。時の政権は第3次伊藤博文内閣であった。会期中、最大の争点は日清戦争後の歳出不足を補うために政府が導入しようとした地租増徴案の可否である。6月10日の記名投票で、圧倒的多数の反対票により、否決された。野沢の名は賛成、反対いずれの側にもない。更に、欠席者もない⁵⁹。従って、彼の票は無記名により無効となった3票のうちに含まれることになる。

会期開始前の5月17日の集会での抽選により、野沢の議席は130番、第4部に所属となった⁶⁰。会期開始後、彼は5月20日の常任委員選挙で懲罰委員に選出された⁶¹。5月23日の会議冒頭では、法例修正案外二件審査特別委員の1人にも指名された。27名の同僚委員のうちには、鳩山和夫、兎島惟謙の名がある⁶²。

短い会期ではあったが、数多くの重要法案が審議に付され、可決された。例えば、法例修正案、民法中修正案（親族・相続編）、民法施行法案、戸籍法案、非訟事件手続法案がそうである。このうち、野沢自身が審査特別委員であり、明治法律学校において国際私法講義の対象ともしていた法例の修正案をめぐる5月28日の審議では、野沢の発言はなく、議長と数名の審査特別委員との間の意見が交わされたのみで、法案は可決された⁶³。

他方、民法中修正案に関する6月2日の「第一読会ノ続キ」では、政府提出法案を支持する立場から野沢が発言している。審査特別委員のうち、山田喜之助は、「国内法的性格が強い親族・相続編は条約改正には直接には関係しないから断行を急ぐべきではない」という趣旨から反対意見を長々と展開した⁶⁴。これに対して、野沢は次の2点から政府案を支持した。

「日本デモ昔ノ有様デ外国ト交際モナク、此東洋ノ天地ニ満足シテ居ッ
タ時分ニハ、格別此法典ト云フノヲ作ル必要モ見ナイノデゴサイマシタ
ラウ、併ナガラ、維新ノ激変——此維新ノ激変ハ此社会ヲ殆ド根底カ
ラ改造シタト云ッテモ宜イ激変デ、外国ニモ稀ニ見ルトコロデゴサイマ

ス、此維新ノ激変カラ致シマシテ、成文法ヲ作ル必要ヲ生ジマシタ、ソレデ政府ハ此明治ノ初メカラ、頻ニ注意致シマシテ、完全ナル法典ヲ作ラウト云フコトヲ考ヘテ居リマシタコト、信ジマスル⁶⁵

と述べて、洋行歸りの知識を背景に法典編纂が不可避であることを説いている。後述するように、ここには、野沢がその博士論文の中で述べた日本近代化の視点も反映している。さらに、

「親族編相続編ハ外国人ニ関係スルコトハナイカラ、之ヲ除イテ差支ナイト云フ御説ガアルノデゴザイマス、成ル程此親族編相続編ハ他ノ編ト比ベマスト、外国人ト関係スルコトガ少ナイノデゴザイマス、併シナガラ、全クナイト云フコトハナイノデ、ソレノミナラズ、随分或ハ利害ヲ感ズルコトデアラウト思フ、例ヘバ（中略）外国人ニ日本人ヲ相続スルトカ、或ハ外国人ト日本人ト親族ノ関係ヲ結ブト云フ時分ニハ、此レ親族編相続編ノ必要ヲ感ズルノデゴザイマス、斯ウ云フ関係ガアル場合ニ、此親族編相続編ヲ發布シナイデ、サウシテ此外国人ハ内地雜居外国人ノ内地ニ入ルコトヲ許シマスト、ソレニ附イテ損害ヲ受ケルノハ外国人デナクシテ、寧ロ吾々日本人デアル、政府ノ此相続編親族編ヲ發布スルト云フノハ、外国人ノタメデハナイ、日本人民ノタメデアル、ソレ故ニ縦令此政府ガ条約履行ノ条件トシテ此親族編相続編ヲ發布シナイトシタ所ガ、斯ウ云フ条件ヲ附ケナカッタシタナラバ、吾々ハ寧ロ親族編相続編ノ發布ヲ望ムノデアリマス」⁶⁶

という発言には、彼の国際私法の専門家としての面目躍如たるものがある。その後まなおも審議が続いているものの、圧倒的多数で政府提出による民法典親族編相続編が成立した。

6月6日、「邦内ノ一國ニ比スヘキ戸口ヲ有スル土地ニ対シ鉉毒加害処分ヲ果サル議ニ付質問」と題して田中正造が質問趣意書を提出した時、野沢の発言は特に記録されてはいないが、出身県の問題からであろうか、趣意書に賛成する議員リストの中に尾崎行雄らとともに名を連ねている⁶⁷。

同年8月10日に執行された第6回総選挙に野沢は再出馬したらしいが、国外にありながらも栃木第1区の議席を憲政党から立候補した星亨に敗れている⁶⁸。星は毀誉褒貶が激しいものの、練達の政治家でありもともと栃木第1区に強固な政治地盤を有していた。このような対立候補を相手にして、知名度もまだ低く、短会期の第12議会で十分に活躍することができなかつた野沢の勝算は少なかつたかもしれない。ちなみに、星はイギリス・ミドル・templに留学し、バリスター（法廷弁護士）の資格を有する弁護士でもあった⁶⁹。

そのような折に、ジュネーブ大学法学部を定年退官していたルイ・ブリデル教授が東京帝国大学法科大学に招聘されてフランス法担当の講師として来日した。1900年（明治33年）10月のことである⁷⁰。遠く極東の地において、ジュネーブ時代のかつての師弟が直ちに旧交を温めたであろうことは想像に難くない。ブリデルは翌1901年（明治34年）1月からは明治法律学校において法理学の講義を担当するようになった⁷¹。「明治法律学校明治35年度報告」によれば、国際私法の担当は山田三良（東京帝国大学法科大学教授）となっており、野沢はブリデルの法理学講義の通訳となっている⁷²。このときの講義案はルイ・ブリデル著野沢武之助通訳『法律原論 附比較法制学講義』として後に明治大学出版部講法会から刊行されている。

1902年（明治35年）6月4日、野沢は妻ユウと結婚した。この結婚で、彼は2男2女をもうけている⁷³。



写真① 明治法律学校講師時の野沢武之助
（田能村梅土著『明治法律学校二十年史』、
明治34年刊に所収）

1903年（明治36年）、明治法律学校は明治大学と改称され、商学部、政学部、文学部を加え、総合大学として再出発した。総合大学法学部となった明治大学法学部の本科講師陣の中には、もはやブリデルと野沢の名は見出されない⁷⁴。法理学は東京帝大出身の法学士鶴沢総明が継承し、国際私法は引き続き山田三良が担当、となっている。この時の事情はわからない。もっとも、ブリデルの場合、東京帝大での雇用は1年契約で1913年（大正2年）に急逝するまで前年度末に更新されているが、その年棒は8100円であり、当時の帝大総長のそれよりも1000円も上回っているほどに高額であった⁷⁵。彼が明治大学での非常勤を継続せねばならない財政的必要はなかったのである。敢えて云えば、野沢の辞職により、通訳を欠いたからかもしれない。

明治大学を去った野沢は東京専門学校が1902年（明治35年）に改組さ



写真② 前から2列、右から3人目が東京専門学校講師時の野沢武之助。
前から2列目の中央は大隈重信とその夫人綾子である。

（早稲田大学大学史資料センター所蔵写真 B 34-01）

れた早稲田大学専門部法律科・行政科で国際私法の講義を継続担当している⁷⁶。常勤であったかそれとも非常勤であったかはわからない。早稲田大学側の記録では、1904年（明治37年）に始まった日露戦争に従軍するために大学を辞した、となっている⁷⁷。

同年3月、野沢は韓国駐在軍、鴨緑江軍及び北韓軍それぞれの司令部附で、国際法に関する事務を嘱託されている。当時、満州軍に国際法顧問として従軍した国際法学者有賀長雄は野沢について次のように記している。

「韓国駐在軍並ニ鴨緑江軍及北韓軍ノ国際法ニ関スル事務ハ野沢武之助氏ニ嘱託セラレタリ。氏ハ瑞西国『ジュネーヴ』大学ニ於テ法律ヲ修メタリ。韓国駐在軍ガ其ノ露国ニ対スル軍事的任務ニ加フルニ韓国ニ対スル政治的外交的任務ヲ以テシ、複雑セル地位ニ在リテ嘗テ措置ヲ誤マザリシハ、蓋シ氏ノ翼賛ニ依ル所亦少ナカラザルナリ」⁷⁸

1907年（明治40年）4月に、明治政府は「明治三十七八年戦役の功により」勲六等瑞宝章と金200円を野沢に下賜した⁷⁹。

日露戦争からの帰還直後の状況はわからないが、1906年（明治39年）、野沢は韓国統監府法部の法務参与官（専任）に任じられている⁸⁰。

当時、韓国の植民地化を念頭に置いていた日本政府は、法制度近代化協力のために韓国側から招聘に応ずるという口実で法部（司法省に相当）へ日本人顧問として法務参与官、法務補佐官を送り込んだ⁸¹。かつてこの職に在った日本人司法官の言葉によれば、「法務補佐官の権限は……（中略）……判事も検事も補佐官の同意を得ざる限りは決定的な仕事は一切出来ないことになってゐて、補佐官は一面に於て検事の起訴状に同意を表す意味の印を押してやり、一面判事の判決書にも同様に印を押してやる……（中略）……大なる実権を握って居」⁸²た。そして、韓国側の判事や検察官が自分の指示に従わないときに、法務補佐官は「中央の幹部である」⁸³法務参与官と連絡を取って事件を処理したのであった。当時の統監は伊藤博文である。1907年（明治40年）6月14日には、野沢は他の韓国招聘法務

官らと共に統監官舎を訪問して伊藤から訓示を聞き、記念写真に納まっている。1908年（明治41年）には、野沢は法官養成所長に任じられた⁸⁴。法官養成所とは、日本に併合される前の韓国時代の1895年に法曹養成のために創設された韓国最初の法学専門教育機関である。だが、1910年に朝鮮総督府が設置されるや、韓国統監府と共にその附属機関であった法官養成所も廃止となった。これに伴い、野沢が就いていた法学校長職も1911年（明治44年）9月で廃官となった。その後、朝鮮総督府管内の司法組織の中にも官立京城法学専門学校、京城帝国大学の教員名簿の中にも野沢の名を見出すことはできない⁸⁵。

これに続く6年の間の動静は不明であるが、外務省の記録によると、1917年（大正6年）9月には外務省臨時調査部事務囑託に始まり、1918年（大正7年）8月から12月にかけてシベリア出兵に際しての「浦潮派遣軍事務」囑託（委任待遇）を経て、野沢は外務省事務囑託となっている。



写真③ 前列右から2人目が韓国法務参与官時の野沢武之助。中央で椅子に坐っている人物は伊藤博文統監

（「朝鮮司法協会雑誌」第19巻10-11号，昭和15年，p. 323に所収）

そして、1920年（大正9年）9月には第1次世界大戦後の「対独平和条約翻訳並に大正4年乃至9年事件の功に依り」勲五等瑞宝章を授けられた。フランス語の知識を駆使した翻訳業務の功績が認められたのあろうか、1923年（大正12年）2月には外務省翻訳官に登用され、高等官4等に任ぜられた。1926年（昭和元年）12月には高等官3等に昇進、1927年（昭和2年）には宮中席次で従五位に任ぜられ、1929年（昭和4年）3月に勲四等瑞宝章を授けられた。1931年（昭和6年）7月8日付依願免本官で、短い官途を終えている⁸⁶。

現存する資料でたどることのできる野沢の軌跡はここまでである。家族を伴い、彼は郷里である栃木県真岡にもどっている。1941年（昭和16年）8月1日に没するまでの15年間、真岡で彼が何をしていたかはわからない。「上流な生活が身に付いた一家は田舎では溶け込めず」、野沢自身も様々な「憂き目を見ても殿様気分は抜けず、……（中略）……非常に生活力に乏しい惨めな晩年だった」⁸⁷と伝えられている。

3) 野沢の著作

野沢はその75年間の生涯にわずかの著作を残している。

筆頭に挙げられるべきは、彼がジュネーブ大学法学部に提出した博士号請求論文である。『大日本帝国憲法論』(*La Constitution du Japon - dissertation présentée à la Faculte de droit pour le doctorat*, Genève, 1895)と題して1895年にジュネーブで公刊されたこの論文は、邦訳されてはいない。

第2に挙げられるべきは、当時陸軍大学で国際法を講じていた山口弘一と共著という形を取った『国際私法論』である。1900年（明治33年）に早稲田叢書の1冊として刊行され、発売は博文館、大取次は有斐閣扱い、となっている。全610頁からなる厚い体系書であるが、執筆分担は明示さ

れてはいない。

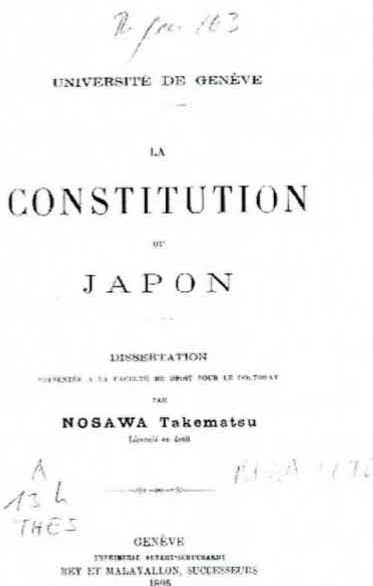
第3には、出版年不詳であるが、野沢武之助講述『國際私法』（東京専門学校講義録）という単著を著している。短期間の講義用教科書として編纂されたらしく、前述の『國際私法論』の内容を簡明にし、國際私法の基礎的理論と国籍を中心としており、全216頁である。

これ以外に、2点の翻訳がある。1つが、明治法律専門学校におけるブリデルの講義案を翻訳したものである。レイ・ブリデル著野沢武之助通訳『法律原論 附比較法制学講義』として、明治大学出版部から刊行されている。全314頁である。刊行年は不詳である。

2つ目の翻訳が、セニョーボー著『文明史』であり、出版年が不詳であるが、東京専門学校から刊行されている。訳者の解説が付され、全272頁である。

4) 野沢の大日本帝國憲法論

1895年7月に野沢がジュネーブ大学法学部に提出した法学博士号請求論文では、「はじめに」(Préface)という箇所ですべての構成が示され



写真④ 野沢竹松著『大日本帝國憲法論』の扉
(ジュネーブ大学法学部図書室所蔵)

ている。すなわち、第1編「緒論」(Première partie - Introduction générale), 第2編「日本政治史」(Deuxième partie - Notions d'histoire politique du Japon), 第3編「1889年2月11日公布の大日本帝国憲法」(Troisième partie - La Constitution du 11 février 1889), 第4編「大日本帝国憲法についての検討」(Quatrième partie - Etude sur la Constitution), 「結論」(Conclusion) という構成になっている。巻末には参考文献リストが置かれている。

そのリストの筆頭には、岡山県出身の有森新吉(1860-1943)がストラスブルク大学に提出した学位論文『大日本帝国憲法論』(*Das Staatsrecht von Japan*, Strassburg, 1892)が挙げられている。この論文は、同大学で国法学を講じていたパウル・ラーバントの『ドイツ帝国憲法論』(*Das Staatsrecht des Deutschen Reiches*)の構成に依拠して叙述されている。緒論に始まり、概念を駆使して体系的に論じられているが、結論がなく、没个性的である⁸⁸。

これに対し、野沢の論文では、「はじめに」という箇所で全体の構成を明示して問題範囲を限定し、これに基き本論を展開していき、結論部ではそれまでの考察を総括し、その上で今後の問題点が指摘されている。これは、フランス文化圏での典型的な論文叙述スタイルである。更には、本文中には数ヶ所ではあるものの脚注を付して論拠が示されている。つまり、学術論文としての最低限の条件は満たされており、野沢がジュネーブ大学で本格的な論文指導を受けたことは間違いない。

以下では、大日本帝国憲法全文の仏訳を掲げただけの第3編を除き、この論文の中から野沢の議論を抽出していくこととする。

「はじめに」の箇所で、「日本がなぜ西洋の諸制度を受容したかを説明するために、筆者は……(中略)……日本国民の気質、そして我が国民が今日置かれている状況について述べる。ここでは、日本で為されている諸改革に向けられた幾つかの批判に対しての反論を筆者なりに試みている。す

なわち、我が国民の特質と我が国民が西洋の諸制度を受容せねばならない必然性について論議しているのである』⁹⁰と野沢は説きおこしている。おそらく、有森がその学位論文冒頭の緒論部（Einleitung）で、明治にいたるまでの日本国制史を概観していることに倣ったのであろう。日本国民の気質、日本国民が今まで置かれていた状況を世界史的文脈の中で概説し、第1編「緒論」では、日本で為されている諸改革に向けられた幾つかの批判を反駁することにより、明治以後の日本が西洋の諸制度をなぜ急速に継受せねばならなかったかを野沢なりに主張している。この論文全体を通じて、最もポレーミッシュな部分である。

第1に、野沢が論点としているのは、「一国民はかくも急速に外国文明を決して導入し得ない。すなわち、変革されているのは表層部に過ぎない。だから、根本的な変革は不必要だ』⁹¹という西欧での考えである。彼がその批判の対象にしたのが、当時のフランスの文明批評家であったギュスターヴ・ル・ボン（Gustave Le Bon, 1841-1931）の論議である。彼は元来医師だったのであるが、その広い関心から社会心理学者としてその名を残している。ル・ボンはその著作『群集心理』（1895年）の中で、フランス大革命以後の西欧社会において群衆が果たすようになった非合理的側面に注目し、為政者が社会の安寧秩序を維持するためには群集心理に無関心であってはならないと警告したことで有名である⁹²。『民族進化の心理法則』（*Les lois psychologiques de l'évolution des peuples*）という1894年に発表した著作の中で、彼は、日本での急速な近代化は「皮相なものでしかない」と非常に懐疑的な評価を下している。

すなわち、一国民の文明が依拠しているのは、根源的な諸観念である。これらの観念は、当初一個人ないしは少数者が抱いていたものだったが、模倣ないしは教育を通じて、人々の間に伝播し、共通のものとして定着していく。こうした状態が数世紀間続くことにより、共通した伝統、観念、感性、信仰、思考様式等が形成され、それが相互に結びつき、「一民族の

不動の魂」(l'âme immuable d'un peuple) とも言うべき国民性へと統合される⁹²。そして、ここから、民族固有の文学、美術品に始まり、諸制度が現出する。伝統と世論とがこれを補強する。それゆえに、或る民族が諸制度、宗教、芸術文化を他の民族へ移植するには、その「魂」(l'âme)をも伝えねばならない。だが、それは決して容易ではないというのがル・ボンの論議の大意である。

そして、彼は、日本での急速な近代化に対して次のように懐疑的である。

「……高度に心理的に発達した民族は、その高度に発達した文明を劣等心理民族に受け入れさせることに決して成功しなかった。……(中略)……いとも簡単に黒人または日本人から得業士または弁護士を育てあげることができる。しかし、彼らに与えることができるのは、全く皮相にすぎないうわべの知識であって、彼らの心理的組成にまで影響を与えることはできない。……(中略)……黒人も日本人も可能な限りあらゆる高等教育修業免状を取得するであろうが、平均的西欧人の水準にまで到達することはできないであろう」⁹³

「西洋の流儀に倣い、黒人兵からなる軍団を編成し、これらの黒人兵らに銃と大砲との操典を教えることは可能ではあるが、だからといって、彼ら黒人兵らの劣ったメンタリティやら、これに起因して起こる全てのものまで変容することにはならない。現に日本をおおっているうわべだけのヨーロッパ文明は何ら民族の発展段階に対応したものではない。それは、いずれかかる乱暴な変革を引き裂くであろうところのみじめな借り衣装に過ぎない」⁹⁴

ル・ボンは、当時の西欧人としては、アフリカ、アジアの見聞が豊かな知識人であった。しかし、西欧文化を至上のものとし、その他の文化圏を同一視してしまっている。

これに対して、野沢は次のように反論を始めている。

「このような論理を認めるとしても、更に、この著者が考えているよ

うに日本国民がはるかに劣った民族であるということを受け入れるとしても、『(明治維新後) 30 年間にわたって日本国民が達成してきた進歩に対してこのような論理は当てはまらない』と私は主張する。……(中略)……著者ル・ボン氏が、はたして自らの論理が本当に根拠があるかどうかを——1000 年を経ることなくとも——遠くない将来に検証してほしいものである」(括弧内は引用者が補足)⁹⁵

まず、日本人が「劣等心理民族」だという見解に対して、野沢は次のように反論している。

「……(1868 年の明治維新時点で) 知識量において日本人が西欧人に比べて劣っていたとはいえ、それは、日本人が知的にも道徳的にも劣っていたことを示すものではない」⁹⁶

とし、日本人が極東の他民族と決定的に違うのは、西洋文明を自国に導入するにあたり、西欧人の指導を受けてはいても、自ら主導権をとり国力を傾注させていることを、中国との対比において指摘する⁹⁷。

なるほど、「文明発展という観点から見限りでは、知的に事柄を伝達する手段があまりも重大であることから、完璧なまでの鎖国状態にあったために、日本が偉大な発展の過程から取り残されてしまっていたのは、何ら不思議なことではない」⁹⁸。だが、「日本国民がかくも急速に西欧から様々な知識を導入しているのは、現代の伝達手段が便利になっているがゆえに一層急速である」⁹⁹として、日本での急速な近代化が時間的な空隙を質的に埋めていくはずであり、ル・ボンのいう「日本をおおっている」「ヨーロッパ文明」が皮相なものではないことを野沢は主張する。

第 2 に、野沢は「日本国民には模倣の傾向がある……(中略)……日本人は大いに模倣をするけれども、自らの独自性を捨ててでも外界の文物を採り入れることはないはずだ」¹⁰⁰とする論議、言うならば日本人模倣民族論に反論する。例えば、当時の仏「ル・タン」紙では日本の急速な西洋化を次のように揶揄している。

「東京、横浜、神戸の居住者にとって、日本とはもはや極東の一隅に過ぎないどころではない。なぜならば、当地日本では、西欧での様々なモードや慣行が再生され、模倣され、誇張だにされているからである。そして、日本人は模倣することを類稀な第二の天性としている」¹⁰¹

これに対して、野沢は「外の諸国家がクルップとアームストロングの大砲を保有しているというのに、どうして日本人が槍と矢とでこれに対抗し得ることができよう？古来からの独創性に固執するだけのために、今や時代遅れとなってしまった封建的体制を維持することはできなくなったのである」¹⁰²と述べ、日本の西洋化が、外圧に迫られ、不可避であったことを主張する。それゆえ、「進歩への階梯を進まんと欲している日本としては、既に文明化された諸国を模倣すべきではないのか？私見によれば、日本にとって最良の術としては、自らに妥当するところの総てを既に文明化している諸国から借用すべきである」¹⁰³として日本の現状を弁護する。

野沢にとり、「模倣」は決して非難すべきものではない。なぜならば、

「コピーをするという場合には、脳の働きとは、何ら新たなものを付け加えることなくして、感覚で感知することができるものを繰り返すに留まる。これに対して、模倣をするという場合には、1つないしは複数のモデルから汲み出された1つのコンセプトを脳裏に形成し、そしてそのコンセプトに基づいて再生するのである。以上のような次第で、コピーとはオリジナルを単に再生するに過ぎないが、模倣とはモデルとなったものをしのぐ場合もありうる新たな創造なのである。」（下線部は引用者）¹⁰⁴

として、彼は、「模倣」を積極的な営為として考えるからである¹⁰⁵。この観点から明治維新をとらえ直し、野沢は1890年代日本の現状を次のように評価する。

「実際のところ、日本人は外国の制度をそのまま導入したことは一度たりともなかった。日本人はあらゆる諸国の諸制度を検討した。そして、

そのうちから最も優れていると思われた部分に注目した。自分達の風俗と慣習には適合しない諸点を加工した。こうして、日本人はこれら様々な諸要素を煮詰めた上で、それらから一つの完全な制度を作り上げんとした。……（中略）……自分達にとって最良と思われるところのものをあらゆる諸国の諸制度から日本人は借用してきた。日本人は（外国から導入した諸制度に）あらゆる改良を加えてその風俗と習慣とに適合させることにより、その都合に合うような諸制度を作り出した。はたしてこれは単なる模倣と言えるだろうか？」¹⁰⁶

第3に、野沢は、明治以後の日本国内の西洋化には国民的合意が前提となっていることを強調する。幕末の倒幕運動以来、民衆のエネルギーに支えられる形で明治政府が推進してきた諸改革の頂点に、西洋型憲法典の制定も位置づけられる、とするのである¹⁰⁷。これは、第1で検討したように、「国民性による支持を欠いては新しい制度は定着し得ない」というル・ボンの議論を逆に使った議論に他ならない。野沢は、この主張を補強するために、続く第2編全体を「日本政治史概観」と題し、いわゆる天孫降臨伝説にまで遡って、天皇制が日本国民性と深く結びついてきたことを説明している¹⁰⁸。更に、こうした国民性が愛国心にまで高まらなかったことが、「日本人と中国人とを決定的に隔てている」¹⁰⁹のであり、日中の近代化の格差と日清戦争での勝敗を決した、と論じている¹¹⁰。

次に、野沢は、第3編として、大日本帝国憲法の新しい仏訳を掲げている。旧憲法について、当時既にダレスト編集の『現代憲法集』に掲載されたものと、外務省翻訳官だった本野一郎による翻訳とが存在した¹¹¹。いずれも「2 先学による訳では、意識が認められる。これに対して、拙訳では、……（中略）……能うかぎり、原文に忠実な仏訳をしている。むしろ、拙訳により、原規定どおりの趣旨を汲み取ることができるであろう」¹¹²としている。

以上のような議論と仏訳を踏まえ、第4編「検討」において、西欧諸国

の憲法を素材に「体系的であり明晰な法文の規定する順に従って」¹¹³、野沢は大日本帝国憲法の比較法的考察を試みている。

巻末の参考文献リストの中に伊藤伯著 *Commentaire de la constitution de l'Empire du Japon (en japonais)* (「大日本帝国憲法註解 (日本語)」) と挙げられているのは、伊藤博文著『憲法義解』(1889年、以下『義解』と略) のことである。おそらく、故国から取寄せたのであろう。『義解』は伊藤個人の著作になっているが、事実上、明治政府公認の憲法註釈書であり、唯一のものであった。野沢は、『義解』中の各条文に付された註釈を頼りに、ダレスト編『現代憲法集』や、ボルジョオ編『欧米諸国憲法論集』(BORGEAUD, *Etablissement et Révision des constitutions en Amérique et en Europe*) に登載されている各国憲法の関連条文を引用しながら、比較法的検討を展開している。

学説に関しては英独仏諸言語で著された文献が挙げられている。ドイツ語文献では、有森の学位論文に倣ってであろうか、ラーバントの『ドイツ帝国憲法論』、ゲオルグ・マイヤー著『ドイツ帝国憲法教科書』(Georg MEYER, *Lehrbuch des Deutschen Staatsrechts*)、ブルンチュリの『国法汎論』(*Allgemeines Staatsrecht*) が列挙されている。

フランス語文献では、バンジャマン・コンスタン著『憲法体制論』(Benjamin CONSTANT, *Cours de politique constitutionnelle*)、サン・ジロン著『権力分立試論』(SAINT-GIRONS, *Essai sur la séparation des pouvoirs dans l'ordre politique, administratif et judiciaire*)、ペレグリーノ・ロッシ著『憲法論』(Pellegrino ROSSI, *Droit constitutionnel*)、シスモンディ著『自由諸国民憲法研究』(SISMONDI, *Etude sur les constitutions des peuples libres*) が列挙されている。

英語文献では、仏訳を通じてであるが、アルバニィ・ド・フォンブランク著『英国統治論』(Albany de FONBLANQUE, *How we are governed, or, The crown, the senate, and the bench : a handbook of the*

constitution, government, laws, and power of Great Britain), ジョン・スチュアート・ミル著『代議制統治論』が列挙されている。

本文を精査する限りでは、ブルンチュリが2度にわたり引用されていることを除くと¹¹⁴、野沢が以上の文献を対照し、議論を深めている形跡はない。第1編「緒論」および第2編「日本政治史」での主張とは対照的に、大日本帝国憲法各条文の彼の説明は平板的である。例証として、英独仏はもとより欧州諸国の憲法制度に言及している。だが、それら諸制度の歴史的社会的背景は実に多様である。文言上類似していても、実際の運用が大きく異なっている可能性すらあり、単純な比較はできない。なるほど、彼は「他の諸国によって為された諸経験を考慮に入れることなく新たに諸制度を自ら作り出さんとすることも無分別なことであろう」¹¹⁵と理解しつつも、第1編「緒論」の中で、

「しかしながら、更に馬鹿げているのは、……（中略）……数多くの諸国の憲法典が多かれ少なかれ革命運動を経て制定されたからといって、この後進国民が自らの憲法典を得んがために革命をしてかさんとすることである。……（中略）……何と多くの人々が我々に次のように告げたことか。すなわち、『憲法典とは歴史的な所産なのであるから、日本としては急がずに段階的な発展を経ていってはどうか。他の諸国家もそのような歩みの後にそれぞれの憲法典を制定することができたのである。従って、日本国民は、諸国民の歴史に見られるところのあらゆる試行錯誤を経て進むべきことが不可欠である』、と。何とすばらしい考えではないか！」¹¹⁶

として、諸制度の歴史的背景にはとりわけても無関心である。複雑多岐なヨーロッパ史の予備知識が不足していたのだろうか、野沢が学部学生時代に「法制史」の講義に興味を示し得なかった点に由来するのかもしれない。

ところで、野沢が学部学生時代に受講した比較民法の講義の正確な内容は不明である。だが、ブリデル教授が素材としていたのは、彼の諸著作に

よる限りでは、当時の西欧諸国家族法で冷遇されていた女性の諸権利だったのではないかと筆者は推測する。一般に、家族法分野は極めて土着的要素が強いので、歴史的・社会史的背景を無視した機械的な比較は妥当しない。ブリデル自身も、『女性と法 ―女性が置かれた法的状況についての史的探求』（1884年）論文の中で、

「現在の不公正な状況を糾弾するだけでは不十分である。まずもって、このような状況の由来を知らねばならない。その上ではじめて、過去の歴史の中に片付けて然るべきと思われる制度・慣習の起源または存在理由を把握することが可能となる」¹¹⁷

と述べ、歴史的概観を叙述した後、各国の制度を詳細に比較している。

以上の点からすると、第1編「緒論」および第2編「日本政治史」での明確な議論とは対照的に、第4編「検討」での平凡な叙述が低い論文評価につながったのではなかろうか。

しかし、この第4編での叙述と結論部とを再構成するならば、野沢の憲法論は次の2点に収斂する。第1には、皇室の「万世一系」と天皇の「不可侵性」とが「大日本帝国の根幹」¹¹⁸であり、「これはまさしく国民感情を反映している」¹¹⁹、という。幕末の尊王運動に始まる全国的な政治意識の高揚が明治新政府の樹立を促した、と理解する野沢からすれば、当然の主張であろう。特に、宣戦布告と講和条約締結の権能を天皇にのみ帰属させ、議会両院の関与を第13条が規定していないことへの批判に対して、野沢は次のように述べている。

「(国家) 意思が絶対的に統合されていることと(必要な諸施策を)迅速に実行に移すことが非常時には不可欠なのであるから、一瞬たりといえども時間の浪費が軍事上の敗北を招き得るのであり、同様な場合において両院を招集しかつ両院での審議を重ねるために費やされる時間は、国家の命運を危機に曝すことであろう。」(括弧内は引用者)¹²⁰
なぜならば、彼は次のように考えるからである。すなわち、

「……私見によれば……（中略）……世論とは君主に比べて、情緒に引きずられやすい。これに対して、君主は、然るべき経験を有する顧問団に囲まれていることがもともとだからである。いずれにせよ、このような場合（宣戦を布告し講和を締結するという場合）において、両院が君主個人よりも思慮深く行為し得るかどうかは極めて疑わしい。」（括弧内は引用者）¹²¹

と断定している。

第2には議会制への強い懐疑である。第1の立場からすると、当然の帰結である。野沢は次のように主張している。

「筆者に関する限り、躊躇することなく、議会制導入には反対である。なぜならば、議会制導入は、立法府に主権を賦与してしまうのであるから、行政権が議会にとって或る種の奴隷と化してしまうからである」¹²²
その理由として、

「日本人の興奮しやすい気性と、2大政党制の欠如とが、この議会制定着にとりわけても不利と考慮すべきである」¹²³
という点を挙げている。もっとも、これは、野沢だけの主張というよりは、明治憲法の構想に関わった岩倉具視らの考えでもあった¹²⁴。また、この主張は「蓋立法ノ大権ハ固ヨリ天皇ノ総フル所ニシテ議会ハ乃協翼参贊ノ任ニ居ル本末ノ間儼然トシテ紊ルヘカラサル者ナリ」¹²⁵ という伊藤博文の説明を前提にしている。

総じて、野沢の大日本帝国憲法論は、伊藤の『憲法義解』の域を出るものではない。援用されている文献について、既存の研究に照らしても、十分とは言えない¹²⁶。

一般に、異国にあっては日本国内での情報は著しく制約される。しかも、一国の最高法規である憲法典ともなれば、編纂に関わる議論等は国家機密に属する。しかし、野沢の議論に目新しいものがなくとも、その努力は評価すべきではなからうか。第4編において法律学上の議論が展開されてい

ないのは残念であるが、第1編での議論は、法律学外の内容であるとはいえ、憲法典編纂により文明国入りを目指していた明治「日本」の気概を熱っぽく代弁しているからである。しかも、野沢の論文は、ドラステ編『現代憲法集』に引用され、日本の旧憲法に関する数少ない欧文文献として参照されていったのである¹²⁷。

5) むすびにかえて

以上、野沢武之助という一明治人の足跡を復元し、彼が若々しい熱情をこめた博士号請求論文の内容を検討した。明治期の日本では、かつてない新しい法制度を設計するために、欧米諸国から貪欲に知識を導入し、これについて議論を重ねた。このプロセスでは、法学識の「受信」という作業が中心となった。他方、獲得したばかりの法学識を駆使した「発信」は後回しにならざるを得なかった。だが、西洋法導入の究極の目的は、不平等条約改正交渉のテーブルに欧米諸国をつかせるために、日本国内に近代西欧型法制度が整備されていることを示すことにあった。「発信」作業は不可欠だったのである。その意味で、野沢の博士論文は、数少ない先駆的試みということになる。ドラステ編『現代憲法集』での明治憲法の項目末尾の参考文献欄には、野沢と並んで「タナカ・ユズル」、有森新吉、「H・フルヤ」、「カワカミ」という日本人名と共に、“E.W. CLÉMENT”、“WEINBERG”という欧米人名が列挙されている。これらの論者は、どのような議論を展開しているのだろうか。まず有森新吉について法学史という枠組みで検討してみたいと私は考えている。

なお、本稿では次の3点を明らかにすることができなかった。

第1点が、野沢の韓国時代およびシベリア出兵中の活動である。日露戦争中の「韓国駐在軍、鴨緑江軍及び北韓軍」司令部付国際法事務嘱託、シベリア出兵時の「浦塩派遣軍事務」嘱託、それぞれの勤務はいずれも国際

人道法史に関わってくるであろう。また、短い期間ながら、韓国統監府法部法務参与官および法官養成所長としての勤務は、韓国近代法制史に関わってくる。

第2点が、野沢の国際私法学説の位置づけである。

第3点が、1931年（昭和6年）に外務省を退官し、真岡に隠棲して以後の野沢についてである。1941年（昭和16年）に彼が没する直前までの日本は、満州事変、日華事変を経て戦時色を強めていく。広田弘毅は、統帥権独立を認めていた明治憲法が日本の破局をもたらすのではないかと憂慮していたという¹²⁸。若き日にジュネーブ大学での博士論文の対象にした大日本帝国憲法を、晩年の野沢はどのような感慨で見守っていたのだろうか。

いずれも今後の課題としたい。

〔後記〕本稿のもととなったのは、2000年9月16日の法制史学会中部部会第32回例会（於中京大学）と2001年10月14日の法制史学会第49回研究大会（於広島大学東千田総合校舎）それぞれで発表した口頭報告である。その後、諸般の事情が重なり、論文としての発表が著しく遅れてしまった。これら2回の口頭報告に際して御意見を賜った諸先生方や、その後このテーマに関心を寄せて下さった国内外の研究者の方々には御迷惑をおかけしてしまった。ここにお詫び申上げる。ジュネーブ大学法学部で筆者が師事したアルフレッド・デュフル（Alfred Dufour）教授、かつての同僚であったヴィクトル・モニエ（Victor Monnier）教授は、このテーマにつき、資料収集に御協力下さったばかりか、ジュネーブ大学本部アルヒーフに紹介の労をとって下さった。ジュネーブ大学本部アルヒーフに所属するアーキビストのドミニック・トリオネ・ヴゥイロ（Dominique Torriane-Vouilloz）女史からは、野沢武之助の成績簿のコピーと有益な情報を賜った。ジュネーブ市内のアパートや区画の年代考証については、ジュネーブ市在住の建築史研究者アナスタージャ・ヴィニガー・ラブタ（Anastazja Winiger-Labuda）女史に御世話になった。金子孝氏（当時、下野新聞編集局メディア情報部職員）からは野沢幸子氏を御照会いただき、野沢氏は野沢武之助の抹消済み戸籍抄本と野沢家家系図を御提供下さった。

明治大学大学史資料センター、早稲田大学大学史資料センターからは、野沢武之助に関する写真資料の掲載を御許可いただいた。記して御礼申上げる。なお、本文で引用した「韓国法務参与官時の野沢武之助」写真の掲載許可を求めて、本稿脱稿直前まで写真原版保管先を探したが見つかることができなかった。お心当たりの方は、筆者（大川）まで御一報願う。

注

- 1 Cf., Charles BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève - L'Académie et l'Université au XIX^e siècle - 1814-1900* (ci-après, *Histoire de l'Université de Genève*), Genève, Georg, 1934, tome 3, p. 534.
- 2 "De 1872 à 1895, la Faculté de droit a conféré le titre de licence à 226 candidats et le titre de docteur à 42 licenciés, dont 13 étrangers à la Suisse. Nous donnons les noms des docteurs, ainsi que le sujets de leurs thèses, selon l'ordre des soutenances. ...T. NOSAWA (Japon), *La constitution du Japon, 1895*" (Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève - L'Académie et l'Université au XIX^e siècle - Annexes* (ci-après, *Histoire de l'Université de Genève*), Genève, Georg, 1934, annexe du tome 3, p. 66 et 68.
- 3 当時の東京帝国大学法科大学教授会の議事録をもとにして、ブリデルに関して断片的な記述が残っている（東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史 1』、東京大学、昭和61年（1986年）、p. 93, 94, 98-99, 108-109, 121, 130, 135, 144）。ブリデルの独特な女権論について紹介・検討したものととして、松本暉男「身分法学者ブリデルのフェミニズム——『女性と権利』を中心として——」（関西大学法学論集第9巻第2号、昭和35年（1960年）1月、pp. 45-67に所収）。フランス法導入のトレーガーとして位置付けたものととして、野田良之「フランス法」（伊藤正巳編『岩波講座「現代法」第14巻——外国法と日本法』、岩波書店、1966年、p. 209, 注（4）（p. 210）。
- 4 手塚晃・国立教育会館編集『幕末明治海外渡航者総覧 第2巻（人物情報編）』、柏書房、1992年、p. 189。
- 5 明治大学広報課歴史編纂資料室編『成立期明治大学関係者略伝』（歴史編纂資料室報告第6集）、昭和49年（1974年）、p. 7。同『復刻明示大学創立関係史料集』（歴史編纂資料室報告第7集）、昭和50年（1975年）、p. 10。明治大

- 学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 第1巻 史料編I』, 明治大学, 昭和61年(1986年), p. 388。
- 6 1998年8月28日付の大川からの照会書簡に対する平成10年(1998年)9月11日付外務省外交史料館編纂室長熱田氏からの回答。
- 7 1999年9月24日付の野沢幸子女史から筆者(大川)宛の書簡。
- 8 松本暉男「身分法学者ルイ・ブルデルのフェミニズム——『女性と権利』を中心として」, 関西大学法学論集第9巻第2号, 昭和35年(1960年)1月, pp. 45-67。中井晶夫著『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミヒャエーリスとニッポルト——』, 南窓社, 1995年。Akio NAKAI, *Die Kraft des Gruppenindividualismus - Japan und seine Modernisierung*, dans *Neue Zürcher Zeitung*, édition samedi-dimanche des 29-30 mai 1993, N° 122, Litetatur und Kunst, pp. 65-66, notamment p. 65.
- 9 野沢幸子女史御提供の戸籍抄本写しによる。
- 10 篠崎学美執筆担当「のざわ たいじろう 野沢泰次郎」(栃木県大百科事典刊行会編『栃木県大百科事典』, 昭和55年(1980年), 下野新聞社, p. 576)。同「しもつけほうせきかいしゃ 下野紡績会社」(前掲書, p. 350)。「野沢泰次郎君」(五十嵐栄吉編・発行『大正人名辞典』第4版, 大正7年(1918年), 東洋新報社刊, 1987年に日本図書センターより上下2巻として復刻。このうち, 上巻, p. 1053)。田代善吉著『栃木県史 第5巻 政治編』, 臨川書店刊, 昭和47年(1972年), p. 284。同『栃木県史 第10巻 産業経済編』, pp. 60-62。同『栃木県史 第13巻 伝記編』, pp. 430-433。栃木県史編さん委員会編『栃木県史 通史編6 近現代(1)』, 栃木県, 昭和57年(1982年), 印刷「ぎょうせい」, p. 72, 1017。同『栃木県史 通史編7 近現代(2)』, p. 226, 437-450。同『栃木県史 通史編8 近現代(3)』, p. 53-54。栃木県教育委員会編『ふるさと栃木県の歩み』, 栃木県文化振興事業団, 1986年, pp. 387-388。絹川太一著『本邦綿絲紡績史』, 日本紡績倶楽部, 1937-1944年, 第2巻, pp. 249-276。
- 11 前掲『栃木県史 第13巻 伝記編』, pp. 431-432。明治18年9月15日付「外務省旅券下付表」, 外務省外交資料館蔵。絹川前掲書(注13), pp. 251-252。
- 12 明治19年2月25日付「海外旅券下付表」, 外務省外交資料館蔵。
- 13 前掲の『幕末明治海外渡航者総覧 第2巻(人物情報編)』での野沢武之助

の記述のもととなっている資料は、「のざわ、たけのすけ 野沢武之助」（日本現今人名辞典発行所編・刊『日本現今人名辞典』（明治 23 年），下巻。1988 年に日本図書センターから復刻）という記事である。ここでは、「明治 19 年 独逸国に留学し 21 年 同国工業学校卒業」とあるだけである。ミュールハイム という地名を特定することができたのは、国会の公式記録による（衆議院・参議院編『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』，平成 2 年（1990 年），大蔵省印刷局，p. 489 に所収の記事「野沢武之助」）。

- 14 „Der deutsche Einfluss gewinnt in Japan immer mehr an Boden - eine Thatsache, welche namentlich die Engländer zu beunruhigen scheint. ... Vor acht Jahren hatte der Kaiser beschlossen, dem Volke im Jahre 1889 eine Volksvertretung und parlamentarische Institutionen zu gewähren und diesem Umstande ist das Anwachsen des deutschen Elements in Japan zuzuschreiben. Im Jahre 1882 wurde einer der hervorragendsten japanischen Staatsmänner, Graf Ito - jetzt Premierminister - nach Europa geschickt, um die verschiedenen parlamentarischen und administrativen Systeme zu studieren und das Passendste für Japan auszuwählen. Die Auswahl war nicht gross: Republiken und despotische Monarchie wurden von vornherein ausgeschlossen, so dass nur noch Grossbritannien, Deutschland, Oesterreich und Italien übrig blieben. Da es keine geschriebene englische Verfassung gibt und dieselbe Ausländern schwer verständlich ist, konnte dieselbe nicht berücksichtigt werden und so wurde schliesslich das deutsche System gewählt. Graf Ito studierte mehrere Monate in Berlin das parlamentarische und Verwaltungs-System Deutschlands und gewann dabei natürlich viele Freunde. Er wandte sich daher stets, nachdem er Premierminister geworden war, nach Deutschland, sobald er von Europäern Hülfe brauchte. Ein Palamentshaus müsste gebaut werden und was lag näher, als einen deutschen Architekten damit zu betrauen, welcher dann wiederum Deutsche als Gehilfen verlangen wird? Die Rathgeber des Kabinets in Verfassungsfragen werden Deutsche sein, wie in allen Departements, welche in Folge der Reform erricht werden. Es wäre in der That thöricht, Amerikaner oder Engländer um Rath zu fragen wegen Ausführung der deutschen Verfassung. Im

- Erziehungswesen wächst die Zahl der Deutschen am meisten, da dieselben als Lehrer in der ganzen Welt geschätzt werden. ..." (Cf., "Japan", dans *Frankfurter Zeitung*, édition du 2 janvier 1887, 内川芳美・宮地正人監修『国際ニュース事典 外国に見る日本② 1874-1895 原文編』, 毎日コミュニケーションズ刊, 1990年, p. 347に所収).
- 15 清水伸著『明治憲法制定史(上)』, 1971年, 原書房, pp. 21-107, 283-345。
稲田正次著『明治憲法成立史(上)』, 1960年, pp. 565-598。
- 16 井上毅「人心教導意見案(明治14年11月7日)」(井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝(史料編第1)』, 1966年, 国学院大学図書館, p. 251)。
- 17 清水著前掲書, pp. 295-297。滝井一博著『文明史のなかの明治憲法 この国のかたちと西洋体験』, 講談社メチエ, 2003年, pp. 80-136。同著『ドイツ国家学と明治法制——シュタインと国家学の軌跡——』, ミネルヴァ書房, 1999年, p. 113以下。大石真著『日本憲法史(第2版)』, 有斐閣, 2005年, pp. 102-113, 147-182。山室信一著『法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程——』, 木鐸社, 1984年, pp. 277-317。蠟山政道著『日本における近代政治学の発達(叢書名著の復興7)』, 1968年, pp. 66-82。森川潤著『井上毅のドイツ化構想』, 雄松堂出版, 2003年, p. 83以下。堅田剛著『独逸学協会と明治法制』, 木鐸社, 1999年, 特にpp. 17-47。
- 18 Cf., *Permis de séjour étrangers 1887-1890 (19981-29950)*, p. 363, cote étrangers Dj. N° 3, Archives d'Etat de Genève.
- 19 アパートや区画の年代考証については, ジュネーブ州政府から委嘱されてジュネーブ市内の建築史上の調査に従事されているアナスタージャ・ヴィニガー-ラプダ(Anastazja Winiger-Labuda)女史による。
- 20 Cf., *Liste des autorités, professeurs, étudiants et auditeurs de l'Université de Genève (semestre d'été)*, Genève, imprimerie Aubert-Schuchardt, 1892, p. 19, Bibliothèque publique et universitaire de Genève, cote Ac 331.
- 21 Cf., Alfred DUFOUR, *Histoire de Genève, collection Que sais-je? N° 3210*, Paris, 3^e édition, 2001, pp. 98-113.
- 22 Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, tome 3, pp. 415-552. David HILER, *Carl Vogt, le recteur qui transforma l'Académie en une université moderne. - Alliant sciences et idées avancées, il a fait aboutir des énormes réformes considérables un un temps record*, in *Tribune de Genève*,

édition samedi-dimanche des 21-22 janvier 1995, p. 29.

- 23 Cf., David HILER, *L'Université de Genève n'a ouvert ses portes aux femmes qu'en 1872. Marie Goegg-Pouchoulin a fondé le premier mouvement féministe de Suisse. Elle a assisté à son éclosion.*, in *Tribune de Genève*, édition samedi-dimanche des 12-13 mars 1994, p. 27.
- 24 16世紀に始まり、1996年頃まで「在ジュネーブ・ドイツ人法学部生団」(Unité d'étudiants allemands en droit à Genève)として一大学生団体を形成していた。この点につき、次のような報告が発表されている。残念ながら、筆者は報告の原稿については未見である。Rudolf MEYER, *L'unification du droit privé en Europe et la tradition de l'enseignement du droit comparé et du droit allemand aux Universités de Genève et Lausanne du 16^e siècle jusqu'à aujourd'hui*, conférence publique donnée dans le cadre du cours sur *L'unification du droit privé en Europe* à l'Université de Genève le 22 juin 1999.
- 25 正式なタイトルは「古代法の一般史と哲学史——ローマを中心として」(Histoire générale et philosophique du droit dans l'antiquité et spécialement à Rome, le Prof. Henri Brocher)となっており、講義担当者はシャルル・ブロッシェー教授(Charles Brocher, 1811-1884)である。週7時間で2つに分けて開講された(Cf., *Programme des cours de l'Université de Genève - pendant les deux semestres de l'année 1890-1891* (ci-après, *Programme des cours, 1890-1891*), Genève, 1890, Archives de l'Université de Genève, cote 378.4 (949.442) Pro., p. 14)。ブロッシェーはジュネーブ大学法学部で法律学を修めた後、ドイツに留学し、ハイデルベルク大学ではツァハリエ、ベルリン大学ではサヴィニーの講筵に連なった。ジュネーブに戻ってから法実務界に入り、検事代理、判事、弁護士を経験した。1860年に前任者ピエール・オディエのあとを受けて、ジュネーブ大学法学部で民法担当教授に就任した。1867年にフランス・パリの精神・政治学学士院から遺留分のテーマで募集された懸賞論文に彼は「遺産相続における遺留分の法制史的・哲学的研究」(*Etude historique et philosophique sur la légitime et les réserves en matière de succession héréditaire*, Paris et Genève, 1868)と題した論文を提出し、当時グルノーブル大学教授であったギュスタフ・ボワソナードと共に当選している。この中で発揮されているように、民法、国際私法、法制

- 史、法哲学に関する該博な知識により、プロッシェーは様々な講義をジュネーブ大学で担当することになる (Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, annexe du tome 3, pp. 45-52. 大久保泰甫著『日本近代法の父 ポワソナード』, 岩波新書, 1977年, p. 22)。
- 26 正式なタイトルは「近代法の一般史と哲学史」(*Histoire générale et philosophique du droit dans les temps modernes*)である。
- 27 週5時間の履修となっており、講義担当者は当時の法学部長アルフレッド・マルタン (Alfred Martin, 1847-1927) 教授である。1912年に現行スイス民法典が公布されるまで、ジュネーブ州ではナポレオン軍政期に導入されたフランス民法典が適用されていたので、野沢はフランス民法を聴講したことになる (拙稿「スイス民法典第1条第2項の学説史的起源」, 森田安一編『スイスの歴史と文化』(刀水書房, 1999年, pp. 179-204に所収, 特にp. 182)。1891年冬学期では、フランス民法典第3編のうち、第3章「契約と債務」第3節「総則」, 第6節「債務の証明」, 第4章「合意なくして成立する契約」, 第6章「売買」, 第7章「交換」, 第8章「賃貸借」, 第10章「消費貸借」, 第11章「供託」が講じられた (*Programme des cours 1890-1891*, p. 14)。
- 28 週4時間の履修となっており、講義担当者はルイ・ジャケモ教授 (Louis Jaquemot, 1844-?) である。経済学説史の他に、富の生産、循環、消費、分配、といった基本的概念、財政学、統計学の内容も講じられる予定となっていた (*Programme des cours, 1890-1891*, p. 15)。なお、ジャケモ教授は1896年で免職となっている (Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, tome 3, p. 567.)。
- 29 Cf., *Examens subis dans la session de juillet 1891, procès-verbaux des examens de la Faculté de droit*, cote 1984/17/21, p. 65, Archives de l'Université de Genève.
- 30 正式なタイトルは「パンデクテン」(*Pandectes*) である。週2時間の履修となっており、講義担当者はアカデミー・ド・ローザンヌから出講してきたシャルル-アンリ・エルマン (Charles-Henri Ermann) 教授である。古代ローマの民事訴訟制度と物権法とを講じた (*Programme des cours, 1891-1892*, p. 17)。
- 31 前年度に続いてアルフレッド・マルタン教授の持上り担当となっている。週5時間の履修となっており、フランス民法典の第1編, 第2編, そして第3

- 編冒頭が講じられている (Cf., *op.cit.*, pp. 16-17)。
- 32 週3時間の履修となっており、講義担当者はユージェヌ・リシャール (Eugène Richard, 1843-1925) 教授である。スイス、ドイツ、イタリア各国の制度を比較法的に考察しながら、会社、運送契約、鉄道法、抵当、商店一般、倉庫証券、を論じた (Cf., *op.cit.*, p. 17)。
- 33 週2時間の履修となっており、西洋諸国の法律を比較法史的かつ法地理学的に論じ、法典編纂論についても扱っている (Cf., *op.cit.*, p. 17)。
- 34 Cf., *Examens subis dans la session d'avril 1892, procès-verbaux des examens de la Faculté de droit*, cote 1984/17/21, p. 69, Archives de l'Université de Genève.
- 35 Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, annexe du tome 3, p. 43.
- 36 松本暉男「身分法学者ルイ・ブリデルのフェミニズム——『女性と権利』を中心として」、関西大学法学論集第9巻第2号、昭和35年(1960年)1月、pp. 45-67。
- 37 ブリデル教授の孫にあたるアルベール・ナチュラル (Albert Natural) 大使からの筆者宛2002年2月22日付書簡によれば、野沢とブリデル教授との交流を裏付けするような書簡類は何一つ残っていない、との回答であった。
- 38 週3時間の履修となっており、講義担当者はフェルディナンド・ゲンテ (Ferdinand Gentet, 1845-1919) 教授である。この講義では国家、憲法、政府を概説している (Cf., *Programmes des cours 1892-1893*, p. 19)。
- 39 成績原簿では「国際法」としてしか記述されていないが、当時の講義シラバスによると、週3時間の履修で前半の冬学期には「国際公法」(droit international public)、後半の夏学期には「国際私法」(droit international privé) を同じゲンテ教授が担当することになっている (Cf., *op.cit.*, pp. 16-18)。野沢が通年、それとも半期間のいずれの期間で受講したのかは確かめることができなかった。
- 40 週4時間の履修で、講義担当者はアルフレッド・ゴティエ2世教授 (Alfred Gautier II, 1858-1920) である (Cf., *Programmes des cours 1891-1892*, p. 17)。
- 41 週3時間の履修で、講義担当者は同じくゴティエ2世教授である (Cf., *Programmes des cours 1892-1893*, pp. 20-21)。

- 42 週 2 時間の履修で連邦最高裁公法担当判事ジュール・ロガン (Jules Roguin, 1823-1908) が員外教授 (Professeur extraordinaire) の資格で講義を担当している。1874 年連邦憲法に既定する個人の権利, (1) 鉄道建設, 抵当権と企業の強制清算, 鉄道, 蒸気船, 製造業者, 工場主, 公共土木事業請負業者, の民事責任, (3) スイスへの同化とスイス国籍離脱, (4) 刑事被疑者および被告人の引渡, 以上 4 分野にまたがる連邦法について講じている (Cf., *loc.cit.*)。
- 43 Cf., *Examens subis dans la session d'octobre 1892, procès-verbaux des examens de la Faculté de droit*, cote 1984/17/21, p. 73, Archives de l'Université de Genève.
- 44 Cf., *Liste des autorités, professeurs, étudiants et auditeurs de l'Université de Genève*, semestre d'hiver 1892-93, semestre d'été 1893, semestre d'hiver 1893-94, semestre d'été 1894, semestre d'hiver 1894-1895, semestre d'été 1895, Bibliothèque Publique et Universitaire de Genève, cote Ac 331.
- 45 2001 年 3 月末に私がジュネーブ大学本部アルヒーフ (Archives de l'Université de Genève) を訪ねた折, アーキビストのドミニック・トリオネ - ヴウイロ (Dominique Torrione-Vouilloz) 女史の説明による。
- 46 "La Faculté de Droit autorise l'impression de la dissertation de M. Nosawa sur la Constitution du Japon, sans se prononcer d'ailleurs sur la valeur du travail ni sur les opinions de l'auteur. Genève, le 16 juillet 1895. Le doyen: Louis BRIDEL." Cf., NOSAWA (Takematsu), *La Constitution du Japon - dissertation présentée à la Faculté de droit pour le doctorat*, Genève, 1895, p. 2.
- 47 Cf., *Registre des procès-verbaux des examens de la Faculté de droit de l'Université de Genève*, Archives de l'Université de Genève, cote 1984/17/21, p. 84.
- 48 前述したドミニック・トリオネ - ヴウイロ女史の説明による。
- 49 大学側の公刊文献にも明記されている (Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, annexe du tome 3, pp. 66-68; Charles SORET, *Documents pour servir à l'histoire de l'Université de Genève tome IV - Catalogue des ouvrages, articles et mémoires publiés par les professeurs de l'Université de Genève ainsi que des thèses présentées de 1873 à 1895 aux*

- diverses Facultés pour l'obtention des grades universitaires, rassemblé à la demande du département de l'instruction publique, Archives de l'Université de Genève, cote 378.4 (949.442), p. 270)。*
- 50 野沢幸子氏御提供の野沢家戸籍抄本の写しによる。
- 51 渡辺俊子編「明治大学創立期年譜」(明治大学広報課歴史編纂資料室編『歴史編纂資料室報告第7集 復刻明治大学創立関係史料集』, 明治大学広報課歴史編纂資料室, 昭和50年(1975年), pp. 51-61に所収, 特にp. 58を参照)。早稲田大学史料編纂所編『早稲田大学百年史 第1巻』(早稲田大学出版部, 昭和53年(1978年), pp. 763-764, p. 1038)。
- 52 「明治法律学校職員調」(明治31年10月1日調)(明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 第1巻 史料編I』, 明治大学広報課歴史編纂資料室, 昭和61年(1986年), pp. 415-417に所収)。
- 53 宮川康「あとがき」(明治大学広報課歴史編纂資料室編『歴史編纂資料室報告第6集 成立期明治大学関係者略伝』, 明治大学広報課歴史編纂資料室, 昭和49年(1974年), pp. 101-102)。
- 54 前掲「明治法律学校職員調」, p. 416。
- 55 衆議院・参議院編集『議會制度百年史——院内会派編衆議院の部』(大蔵省印刷局, 平成2年(1990年), pp. 80-81)。
- 56 前掲『議會制度百年史——院内会派編衆議院の部』, pp. 21-27, pp. 43-48, pp. 53-57。
- 57 前掲『議會制度百年史——院内会派編衆議院の部』, pp. 82-87, 特にp. 86。
- 58 衆議院・参議院編集『議會制度百年史——帝国議會史 上巻』, 大蔵省印刷局, 平成2年(1990年), p. 177。伊藤之雄「第三章 立憲政友会創立期の議會」(内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議會史録 第1巻』, 第一法規出版社, 平成3年(1990年), p. 221)。
- 59 官報号外, 明治31年6月11日, 第12回帝国議會衆議院議事速記録第16号, (『帝国議會衆議院議事速記録13 第11・12回議會 明治30年』(以下, 『議事速記録13』と略), 東京大学出版会, 昭和55年(1980年), p. 315)。
- 60 官報号外, 明治31年5月21日, 第12回帝国議會衆議院議事速記録第2号(前掲『議事速記録13』, pp. 2-4)。
- 61 官報号外, 明治31年5月19日, 第12回帝国議會衆議院議事速記録第4号(前掲『議事速記録13』, p. 5)。

- 62 官報号外, 明治31年5月24日, 第12回帝国議会議院議事速記録第1号 (前掲『議事速記録13』, p. 27)。
- 63 官報号外, 明治31年5月29日, 第12回帝国議会議院議事速記録第7号 (前掲『議事速記録13』, pp. 98-100)。
- 64 官報号外, 明治31年6月2日, 第12回帝国議会議院議事速記録第11号 (前掲『議事速記録13』, pp. 173-179)。
- 65 官報号外, 明治31年6月2日, 第12回帝国議会議院議事速記録第11号 (前掲『議事速記録13』, p. 179)。
- 66 官報号外, 明治31年6月2日, 第12回帝国議会議院議事速記録第11号 (前掲『議事速記録13』, p. 180)。
- 67 官報号外, 明治31年6月7日, 第12回帝国議会議院議事速記録第14号 (前掲『議事速記録13』, p. 259)。ちなみに, 野沢の父親秦次郎と田中正造との間には個人的面識があったことが確認できる (田中正造全集編纂委員会編『田中正造全集』, 岩波書店, 第13巻, 1977年, p. 15。同全集第14巻, 1978年, pp. 172-174)。
- 68 野沢が再出馬したことについては前述の野沢幸子氏からの1999年9月11日付瑞穂野局消印の書簡による。星の当選については, 前掲『議會制度百年史——院内会派編衆議院の部』, pp. 88-89を参照。
- 69 鈴木武史著『星亨 藩閥政治を揺がした男』, 中公新書, 昭和63年(1988年), pp. 25-28。なお, そのあまりにも強引な政治手法が災いし, 1901年(明治34年), 星亨は暗殺された。
- 70 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史1』, 東京大学出版会, 昭和61年(1986年), p. 93。Cf., BORGEAUD, *Histoire de l'Université de Genève*, tome 3, p. 534.
- 71 前掲「明治大学創立期年譜」, p. 60。「明治法律学校職員調」(明治34年10月1日調)(前掲『明治大学百年史 第1巻 史料編I』, p. 424)。
- 72 「明治法律学校明治35年度報告」(前掲『歴史編纂資料室報告第7集 復刻明治大学創立関係史料集』, pp. 9-11に所収, 特にpp. 10-11を参照)。
- 73 野沢幸子氏御提供の野沢家戸籍抄本の写しと家系図とによる。
- 74 「各部学科目及講師」(『明治学報』第76号明治37年9月8日)(前掲『明治大学百年史 第1巻 史料編I』, pp. 592-595に所収)。
- 75 前掲『東京大学百年史 部局史1』, p. 108。

- 76 早稲田大学史編集所編『早稲田大学百年史 第2巻』, 昭和59年(1984年), p. 52。
- 77 前掲『早稲田大学百年史 第2巻』, p. 141, p. 1199。
- 78 有賀長雄著『日露陸戦国際法論』, 東京偕行社, 1911年, p. 25。同趣旨を有賀はフランス語版で次のように記している。"Ce fut M. Nozawa qui, dès le début, fut nommé le conseiller légal de l'armée stationnée en Corée ainsi que de l'armée du Ya-lou et du nord de la Corée. Il a fait ses études du droit à l'Université de Genève. Pendant la plus grande partie de la guerre, la situation diplomatique incertaine de la Corée mit notre armée dans une position assez delicate, et c'est sans nul doute grâce aux bons conseils de M. Nozawa que les événements se sont déroulés sans incidents dans la peninsule." (Cf., Nagao ARIGA, *La guerre russo-japonaise au point de vue continental et le droit international*, Paris, A. Pedone, librairie de la cour d'appel et de l'ordre des avocats, 1908, p. 16)。
- 79 外務省人事課編『外務省年鑑』, 昭和六年(1931年)6月, p. 97。
- 80 大竹歌次・柿原琢郎・多田吉鐘・立石種一・辻秀春・中山勝之助・安田繁太郎・山口貞昌・国分三亥・島村忠次郎「朝鮮司法界の往時を語る座談会」, 朝鮮司法協会雑誌第19巻第10・11号, 昭和15年(1940年), p. 305。
- 81 姜在彦(カン・ジュオン)著『[増補新訂] 朝鮮近代史』, 平凡社ライブラリー, 1998年, pp. 197-198。
- 82 大竹他編前掲「朝鮮司法界の往時を語る座談会」, p. 324。李英美「朝鮮統監付における法務補佐官制度と慣習調査事業(1)——梅謙次郎と小田幹治郎を中心に——」法政大学法学志林協会「法学志林」誌第98巻第1号, 2001年, pp. 205-247。
- 83 大竹他編前掲「朝鮮司法界の往時を語る座談会」, p. 325。
- 84 鄭鐘休著『韓国民法典の比較法的研究』, 創文社, 1989年, p. 59, 註17。
- 85 秦郁彦編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』, 東京大学出版会, 昭和56年(1981年)。
- 86 前出『外務省年鑑』による。なお, 枢密顧問官に野沢が任じられていたとする記述がある(手塚晃・国立教育会館編集『幕末明治海外渡航者総覧 第2巻(人物情報編)』(柏書房, 1992年, p. 189)。しかし, 国立公文書館編『枢密院高等官履歴』, 全5巻, 東京大学出版会, 1996-1997年)および枢密顧問

官一覽（日本近現代史辞典編集委員会編『日本近現代史辞典』，東洋経済新報社刊，1978年，pp. 803-805）を参照する限りでは，野沢武之助の名前は見出せない。したがって，この記述は間違いである。

- 87 1999年（平成11年）9月24日瑞穂野局消印付の野沢幸子氏から筆者（大川）宛の書簡。
- 88 有森新吉については，別稿を予定している。
- 89 "Pour expliquer pourquoi le Japon a adopté les institutions occidentales, j'ai traité, ... du caractère des Japonais et la position dans laquelle ce peuple est placé. Dans cette partie, j'ai cherché à réfuter plusieurs critiques qui ont été adressées aux réformes japonaises, en expliquant les particularités de ce peuple et la nécessité pour lui d'adopter les institutions européennes." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 3).
- 90 "On a objecté, notamment, qu'un peuple ne peut jamais adopter la civilisation étrangère avec une telle rapidité ; ce n'est alors, dit-on, que l'apparence qu'on a changée ; donc les réformes radicales sont inutiles." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p.7).
- 91 邦訳として，ギュスターヴ・ル・ボン著桜井成夫訳『群集心理』（1946年に岡倉書房から刊行，1993年に講談社学術文庫から復刊）がある。桜井氏による「訳者のあとがき」と講談社学術文庫版に加えられた穂山貞登（あきやま・たかのり）氏による「解説」が有益である。また，ル・ボンについては，フェルドマン・オフエル「ル・ボン，G」（猪口孝・大沢真幸・岡沢憲英・山本吉宣・スティーブン・R・リード編『政治学事典』，弘文堂，2000年，p. 1140）がある。Cf., Peter STADLER, *Massen und Mächte - Rückblick auf ein historisches Muster*, dans *Neue Zürcher Zeitung (Internationale Ausgabe)*, édition samedi-dimanche des 24-25 août 2002, N° 195, Literatur und Kunst, p. 49.
- 92 Cf., Gustave LE BON, *Lois psychologiques de l'évolution des peuples*, Paris, Félix Alcan, pp. 132-138.
- 93 "... les peuples supérieures n'ont jamais pu réussir à faire accepter leur civilisation par des peuples inférieurs. ... On fait aisément un bachelier ou un avocat d'un nègre ou d'un Japonais; mais on ne lui donne qu'un simple vernis tout à fait superficiel, sans action sur sa constitution mentale. ... Ce

- nègres ou ce Japonais accumulera tous les diplômes possibles sans arriver au niveau d'un Européen ordinaire." (Cf., LE BON, *op.cit.*, pp. 32-33).
- 94 "Il est possible de dresser à l'européenne une armée de nègres, de leur apprendre à manier fusils et canons, on n'aura pas pour cela modifié leur infériorité mentale et tout ce qui découle de cette infériorité. Le vernis de civilisation européenne qui recouvre actuellement le Japon ne correspond nullement à l'état mental de la race. C'est un misérable habit d'emprunt que déchireront bientôt de violente révolutions." (Cf., LE BON, *op.cit.*, p. 67, nota (1)).
- 95 "En admettant ce raisonnement, en acceptant encore que les Japonais soient un peuple bien inférieur comme le considère cet auteur, nous affirmons que ce raisonnement n'est pas applicable au progrès que les Japonais ont réalisé depuis trente ans. ... Nous espérons que l'auteur pourra bientôt constater lui-même si son raisonnement est vraiment fondé, sans qu'il faille mille ans." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 23, nota (1)).
- 96 "... cette infériorité ne prouve pas la faiblesse intellectuelle ou morale." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 9).
- 97 Cf., NOSAWA, *op.cit.*, pp. 14-16.
- 98 "L'importance des communications intellectuelles étant si grande au point de vue de la civilisation, il n'y a rien d'étonnant que le Japon soit resté hors du grand progrès à cause de son isolement absolu." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 11).
- 99 "La rapidité du progrès réalisé par le Japonais s'exprime d'autant part par la facilité des moyennes de communications de notre temps." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 12).
- 100 "D'autres ont critiqué l'esprit imitateur de cette nation; ... les Japonais, à force d'imiter, ne se dénationalisent en perdant leur originalité." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 7).
- 101 "Le Japon, pour qui réside à Tokio, Yokohama ou Kobé, n'est plus qu'un coin de l'Occident ou nos modes, nos usages européens sont reproduits, copiés, exagérés même par un peuple à qui son extraordinaire puissance d'imitation a fait une seconde nature." (Cf., *Lettres du Japon, dans Le*

Temps, l'édition du 23 janvier 1890, 内川芳美・宮地正人監修『国際ニュース事典 外国に見る日本② 1874-1895 原文編』, 毎日コミュニケーションズ刊, 1990年, p. 401 に所収).

- 102 "Comment les Japonais pourraient-ils employer les lances et les flèches, quand les autres nations avec lesquelles ils sont en relation possèdent les canons Krupp et Armstrong? Ils n'auraient pas pu non plus conserver le système féodal discrédité, uniquement pour garder leur originalité." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 35).
- 103 "Le Japon, qui veut marcher dans la voie de progrès, ne doit-il pas commencer par imiter les nations civilisées? Le meilleur parti pour lui est, à notre avis, d'emprunter à ses dernières tous les éléments qui lui conviennent." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 26).
- 104 "... dans la copie, le rôle du cerveau se borne à répéter sans élaboration ce qui lui arrive par les sens, tandis que, dans l'imitation, il forme dans son intérieur un idéal avec des éléments puisés dans un ou plusieurs modèles, et c'est cet idéal qui sera ensuite reproduit. Ainsi, la copie n'est qu'un simple reflet de l'original, tandis que l'imitation est une nouvelle production qui peut surpasser son modèle." (下線部は引用者。Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 32).
- 105 野沢が典拠としているのは、アンリ・ジョリイー著『偉大な人々の心理学』(Henri Joly, *Psychologie des grands hommes*, Paris, 1883) である。筆者未見である。
- 106 "En effet, les Japonais n'ont jamais adopté telle quelle une institution étrangère. Ils ont consulté celles de tous les pays ; ils en ont pris les parties qui leur paraissaient les meilleures. Ils ont modifié les points qui ne convenaient pas à leurs moeurs et coutumes. Enfin, ils ont condensé ces divers éléments pour chercher à en faire une institution parfaite. ... Ils ont emprunté aux institutions de tous les pays ce qui leur paraissait le meilleurs. Ils ont apporté toutes les modifications que demandaient leurs moeurs et coutumes, et ensuite ils en ont fait des institutions à leur convenance. Est-ce une simple imitation?" (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 30).
- 107 「従って、総てを新たに創造し、改革せねばならなかった。新政府首脳らの

事業は、世論の後押しにより、ほどなくして諸制度を組織することに成功し、国家の諸要請を完全に満たすことができたのであった。中央政府、地方における公行政、司法、軍制度等々が効率良く機能し始めたのであった。諸法典が編纂された。

この期間には、国民の側でも様々な政治思想が開花した。各新聞は自由主義的な政治を志向する傾向をますます強めていき、その論調も激しさを増していった。既に1874年初頭において、何名かの政治家らが藩閥政府に対して議会開設の必要性を建白した。しかしながら、1879年が終わりに近づいた頃になってようやく日本国民はこの問題に本気になって取り組み始めたのであった。1880年1月、幾つかの府県の代表らが元老院に対して提出したものが民選議員設立案であった。熱気を帯びた雄弁家らや新聞社に支援され、自由主義的政治運動は日本全国津々浦々にまで影響を及ぼした。

直ちに、あらゆる府県から次から次へと代表が首府へと送り込まれた。これらの人々は、あらゆる努力を払ったにもかかわらず、その要求は元老院、大臣会議等々により至る所で拒否されたのであった。こうした諸要求を天皇へ取り次ぐようにとこれらの代表から要請された政府高級官吏らはそうするべき必要はないと信じていた。この当時、国中がいわば政治的熱病にとりつかれていたかのようであった。政治的結社が全国至る所で結成された。弁士からあらゆる府県で雄弁を展開した。新聞各紙には政治的記事が満載され、それら論調があまりに激烈であったので、政治権力によるきびしい検閲がしかれるに至った。この自由民権運動は2年間近く続き、政府高級官吏部内でも立憲政体の理念を擁護する意見が出てきた。ついに、1882年10月には、天皇は布告を発表し、7年間以内に議会を設立することを国民に対して約したのであった。

国論がこのような状態であったから、来る立憲体制には最良の形態を与えるべきことが重要になった。そこで、天皇はその高級官吏の何名かを欧州諸国に派遣し、それら諸国の憲法典を原典にあたって調査研究にあたらせたのであった。今日では内閣総理大臣たる伊藤伯爵を筆頭としたこれら政府高級官吏らは、与えられた任務に邁進していった。このようにして編纂された憲法草案は元老院での長い審議に付された。ついに、国民全体から長らく待ち望まれていた憲法典が1889年2月11日に発布され、国全体が祝賀にわいた。第1回目の議会が開会されたのはそれからしばし経ってからのことであっ

た。」(「Il fallait donc tout créer, tout réformer. L'activité des fonctionnaires, aidée par l'opinion publique, réussit bientôt à organiser des institutions répondant parfaitement aux exigences du pays. Le gouvernement central, l'administration des provinces, la justice, l'organisation militaire, etc., sont arrivés à fonctionner d'une manière remarquable. Des codes ont été rédigés.

Pendant ce temps, les idées politiques du peuple se développaient également. Les journaux manifestaient de plus en plus leur tendance vers une politique libérale, et la vivacité de leur langage allait toujours en augmentant. Déjà au commencement de 1874, plusieurs hommes d'État adressèrent au gouvernement des représentations démontrant la nécessité d'organiser un parlement. Mais c'est vers la fin de l'année 1879 que le peuple commença à s'occuper de cette question avec une grande ardeur. Au mois de janvier 1880, les mandataires des habitants de quelques départements présentèrent au Sénat des adresses demandant la formation d'un parlement. Aidé par l'énergie des orateurs et de la presse, le mouvement de la politique libérale trouva partout son écho.

Bientôt, toutes les provinces envoyèrent, les unes après les autres, des mandataires à la capitale. Ces hommes, malgré tous leurs efforts, virent leurs demandes refusées partout: par le Sénat, par le Conseil des Ministres, etc. Les fonctionnaires supérieurs, priés par ces mandataires de faire parvenir leurs adresses à l'empereur ne crurent pas devoir s'en charger. C'est alors que le pays entier fut pris par la fièvre politique. Des associations se formèrent partout. Des orateurs firent des campagnes dans toutes les provinces. Les journaux étaient remplis d'articles politiques et leur vivacité rendait nécessaire une sévère surveillance de la politique. Le mouvement ayant duré près de deux ans, on vit même au sein du gouvernement de hautes fonctionnaires plaidant la cause du régime constitutionnel. Enfin, au mois d'octobre 1882, l'empereur rendit une ordonnance par laquelle il promit au peuple d'organiser un parlement dans le délai de sept ans. L'opinion du pays étant telle, il s'agissait de donner la meilleure forme à la constitution future. L'empereur envoya en Europe

plusieurs de ses fonctionnaires supérieurs pour faire étudier les constitutions de divers Etats à leurs sources mêmes. Ces fonctionnaires, à la tête desquels se trouvait le comte Ito, aujourd'hui président du conseil des ministres, s'acquittèrent de leur tâche avec beaucoup de zèle. Le projet ainsi formulé fut l'objet de longues discussions au Sénat. Enfin, la constitution impatientement attendue par toute la nation fut promulguée le 11 février 1889, au milieu d'une grande fête nationale. La première réunion du parlement eut lieu quelque temps après." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, pp. 19-21)。

108 Cf., NOSAWA, *op.cit.*, pp. 53-79.

109 "la différence complète entre les Japonais et les Chinois" (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 39).

110 Cf., NOSAWA, *op.cit.*, pp. 39-44

111 Cf., *Japon: Constitution politique du 11 février 1889, traduite par Itchiro Motono, dans Annuaire de législation et étrangère*, vol. 30, a 900, pp. 1032-1040. 本野一郎については、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』、東京大学出版会、2002年、p. 520を参照。

112 " ... en comparant ces deux traductions avec celle-ci (la mienne), j'ai trouvé quelques différences, en ce qu'elles ont été faites avec une certaine liberté, tandis que j'ai reproduit les expressions du texte original le plus littéralement possible, ... Avec ma traduction, on pourra peut-être mieux pénétrer dans le vrai sens du texte original." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 4).

113 "en suivant l'ordre tracé par le texte lui-même, qui est très systématique et très claire" (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 4).

114 明治9年(1876年)時点で加藤弘之による部分訳が日本国内で流布していた事情を無視できない。

115 "Il serait également insensé de vouloir créer de nouvelles institutions sans tenir compte des expériences faites par les autres nations." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 26).

116 "Mais la folie serait encore plus grande si ce peuple voulait, ... faire une révolution pour se donner une constitution, comme la plupart des nations dont la constitution a été précédée par des mouvements plus ou moins ré

- volutionnaires. ... combien des personnes nous ont dit que la Constitution étant une oeuvre historique, le Japon devait suivre une évolution lente et graduelle, comme l'ont fait les autres nations, avant de pouvoir formuler sa loi fondamentale. Les Japonais devraient donc nécessairement repasser par tous les tâtonnements qu'on voit dans l'histoire des autres peuples ... Voilà une belle idée !" (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, pp. 26-27).
- 117 "...il ne suffit pas de crier à l'injustice. Il faut encore et tout d'abord voir d'où elle provient, afin de saisir la cause ou la raison d'être d'institutions et de coutumes qui nous paraissent à reléguer dans l'histoire du passé" (Cf., Louis BRIDEL, *La femme et le droit-Etude historique sur la condition des femmes*, librairie F. Pichon (Paris) et librairie F. Rouge (Lausanne), 1884, p. 10).
- 118 "la base même de l'Etat" (NOSAWA, *op.cit.*, p. 178).
- 119 "cela reproduit exactement le sentiment national" (NOSAWA, *op.cit.*, p. 95).
- 120 "L'unité absolue de la volonté et la rapidité de l'exécution étant nécessaire dans le moment suprême, la perte d'un instant pourrait entraîner la perte d'une armée, et le temps qu'exige la convocation et la délibération des chambres dans un pareil moment pourrait compromettre le sort de l'Etat." (NOSAWA, *op.cit.*, p. 101). 伊藤博文の「……外国と交戦を宣告し、和親を講盟し、及条約を締結するの事は総て至尊の大権に属し、議会の参贊を借らず。此れ一は君主は外国に対し国家を代表する主権の統一を欲し、二は和戦及条約の事は専ら時機に応じ籌謀敏速なるを尚（たつと）ふに由るなり。」（枢密院議長伊藤伯著『帝国憲法皇室典範義解』、国家学会、1889年、p. 25）に依拠している一節であろう。
- 121 "... à notre avis, ... L'opinion publique est bien plus susceptible d'être entraînée par la passion que le souverain, qui est ordinairement entouré d'un Conseil ayant une certaine expérience. Dant tous les cas, il est fort douteux que les chambres puissent agir, dans cette circonstance, avec plus de sagesse que le monarque lui-même." (Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 102).
- 122 "Quant à nous, nous n'hésitons pas à donner l'adoption de ce régime (parlementaire) qui réduit le pouvoir exécutif à une sorte d'esclavage,

- tandis qu'il accorde au corps législatif la puissance souveraine." (括弧内は引用者。Cf., NOSAWA, *op.cit.*, p. 177).
- 123 "... le tempérament excitable des Japonais et le manque de deux grands parties politiques sont à considérer comme étant particulièrement défavorable à l'établissement de ce régime (parlementaire)." (括弧内は引用者。Cf., *loc.cit.*)
- 124 清水著前掲書, pp. 219-240。
- 125 伊藤著前掲書, pp. 8-9。
- 126 例えば, 稲田著前掲書, pp. 889-912。
- 127 Cf., *Les constitutions modernes - recueil des constitutions en vigueur dans les divers Etats d'Europe, d'Amérique et du monde civilisé*, éditées par F.R.Dareste, tome II, Paris, troisième édition, 1910, p. 697.
- 128 城山三郎著『落日燃ゆ』, 新潮文庫, 1974年, p. 163。